

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	41 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から43年6月まで
② 昭和43年7月から44年3月まで

私は16歳のときから、親せきが経営する店で見習いとして働いていた。住み込みだったので、家賃、食事代、光熱費などを天引きされて、月に2回ぐらいある休みの度に500円の小遣いをもらっていた。その店を継いでいる私の従兄弟が、2年ほど前に私の姉を含む当時の従業員4名分の国民年金手帳を各持ち主に返してくれた。

その時初めて、店主である親せきが、私の同僚であった従業員の国民年金保険料を納付していたことを知った。当時一緒に働いていた人達の保険料を納付していたのに、私の分だけ支払っていないというのは考えられない。

そして、昭和43年6月に親せきの店をやめ、A市にアパートを借りて、将来独立するためA市内にある店で修行を始めた。44年5月にA市B区のアパートに住み始めたころ、集金人のおばちゃんから「年金に加入するように」と勧められ加入した。B区に来る前、国民年金を支払っていたかどうか訪ねられたが、そのときは親せきが支払ってくれていたとは思っていなかった。そこで、「支払っていない」と答えると、「さかのぼって支払えるから支払ったらどうか」と言われた。あまり長期間分を支払う余裕は無かったし、親せきの店で働いていた期間については仕方が無いと思い、親せきの店を辞めた後の分だけ支払うことにした。親せきの店を辞めたとき、5万円程の退職金をもらっていたし、新しい店での月給が4万円から5万円ぐらいだったので、9か月分ぐらいなら別段負担にも思わず支払った。その分の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和37年8月に親せきがA市C区で国民年金の加入手続を行い、43年6月まで親せきが保険料を納付し、申立期間②の保険料は、集金人の納付勧奨を受けた44年4月に、自身が現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年3月25日であることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、また、国民年金手帳の発行日は同年4月25日であることが、申立人が所持している国民年金手帳から確認できる。

このことから、昭和37年8月に国民年金加入手続を行ったとする申立内容と符合せず、上記加入時点において、申立期間のうち同年8月から41年12月までの保険料は制度上納付することができないが、42年1月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付、同年4月から44年3月までの期間の保険料は現年度納付することが可能であったことが分かる。

申立人は、昭和44年4月ごろ集金人に納付勧奨を受けた際、申立期間②の国民年金保険料をまとめて納付したと陳述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の昭和43年度印紙検認記録欄をみると、検認印の押印は無いまま、右側の印紙検認台紙が切り離されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録で納付済みとなっている昭和44年度の収納状況を見ると、昭和44年4月から同年6月までの保険料は、手帳発行日である同年4月25日に印紙検認方式により収納していることが、手帳の印紙検認欄により確認できるが、同年7月から45年3月までの保険料については、過年度用の納付書(国民年金納付書・領収証書)を使用して現年度納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認でき、当時A市は納付者の便宜のため、当該納付書により現年度保険料を収納する取扱いも行っていたことと符合していることから、申立人が納付したとする申立期間②の保険料についても当該納付書により現年度納付した可能性も否定できない。

また、申立人は、加入勧奨を受けた日に9か月分の保険料を集金人に支払ったが、集金人が国民年金手帳を持ってきたのは、その数日後であったと陳述しているところ、その日は、手帳発行日である昭和44年4月25日であることが、同手帳の昭和44年度印紙検認の日付によって推定できることから、昭和44年4月25日以前とみられる加入勧奨時に当該納付書を使って申立期間②の保険料を現年度納付したと考えても不自然ではない。

これらのことから、申立人は、昭和44年4月に国民年金の加入手続を行った際、申立期間②の保険料を納付したが、何らかの事務的過誤により納付記録が失われたと考えられる。

一方、申立期間①のうち、昭和37年8月から41年12月までの保険料を納付するには、別の手帳記号番号が必要であるが、D社会保険事務所において

36年12月から44年9月までの年金手帳記号番号約3万件を調査するとともに、各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人自身は国民年金への加入および保険料の支払いに直接関与しておらず、昭和42年1月分以降の保険料をまとめて過年度納付した旨の陳述もしていない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月、並びに49年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月及び同年5月
② 昭和49年2月から同年5月まで
③ 昭和49年10月から53年3月まで

私は、これまでずっと自営業を営んでおり、国民年金に加入後は保険料を納付書により納付していた。最初に国民年金手帳をもらったときは生年月日が間違っていたが、いつの間にか訂正されていたこともあり、社会保険庁の記録管理はずさんで信用できず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料をすべて納付していたと申し立てているところ、社会保険庁の被保険者記録により、申立人は申立期間を除き60歳までの国民年金保険料を完納していることが確認できる。

ところで、申立期間①及び②当時申立人が在住していたA市B区における申立人の国民年金被保険者名簿をみると、昭和48年4月から同年6月までの3か月のうち同年6月分、49年1月から同年3月までの3か月のうち同年1月分、同年4月から同年6月までの3か月のうち同年6月分の保険料が納付済みとなっている一方で、それぞれ3か月のうちの2か月分の保険料が未納となっていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①及び②を除き、申立人はA市に在住中の保険料を完納しており、また、当時A市では納付書により3か月単位で保険料を収納していたにもかかわらず、申立人が3か月のうちの1か月分のみを納付しながら、申立期間①及び②の保険料を未納のまま放置していたと考えるのは不自然で

あり、当該期間の保険料についても併せて納付していたとみるのが相当である。

一方、申立期間③については、申立人がA市からC市へ住民票を移した時期に当たるが、申立人が所持している国民年金手帳をみると、C市へ住所変更した旨の記載は無い。また、A市B区の被保険者名簿をみると昭和49年10月17日に申立人がC市へ転出した旨の記載があるものの、C市の被保険者名簿には申立人の記録が存在しないことなどから、申立人はC市に転入した際に国民年金の住所変更手続を行っていないことが推定できる。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳によると、C市に在住していた昭和50年4月10日に申立人の住所が不明となっていたことを示す不在被保険者の記録が確認できる。

以上の事情により、申立人には申立期間③に係る国民年金保険料の納付書が届いていなかったため、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、社会保険事務所では、申立人の生年月日の訂正については、何らかの理由により誤記されていることが判明したため、職権により訂正がなされたものと考えられるとしている。

このほか、申立人が申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月、並びに49年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

昭和38年ごろに夫がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれた。加入手続後は夫が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っており、集金人に申立期間の保険料をまとめて支払うよう勧められたので、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって支払った。

しかし、申立期間の国民年金保険料について、夫の分は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろに夫が夫婦二人分の国民年金加入手続を行った後、集金人に申立期間の保険料を夫婦二人分まとめて支払ったと申し立てているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は39年6月に連番で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号により申立期間の保険料を過年度納付することができる。また、保険料の納付を担っていたとする申立人の夫の納付状況をみると、申立期間と同一期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間後の昭和39年4月から平成15年12月までの保険料を完納しており、申立人の夫も昭和37年4月以降、60歳に到達するまでの保険料を完納していることから、申立人及びその夫の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

加えて、夫婦二人分の保険料納付日が確認できた昭和39年度及び40年度の納付記録をみると、夫婦二人分の保険料が同一日に納付されていることが確認できる。

また、申立人は自宅に来る集金人に過年度保険料を納付したと申し立ててい

るところ、A市では、申立期間当時、集金人が過年度納付の保険料を預かり金融機関での納付を代行していた事例も散見されることから、申立人の保険料納付をめぐる陳述内容に不自然さは見当たらない。

以上のことから、保険料の納付意識の高い申立人の夫が申立期間の保険料について、自身の分だけ納付し申立人の分を未納のまま放置していたとは考え難く、申立人の夫が申立人の分も一緒に夫婦二人分を過年度納付していたとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

私は、昭和36年にA市B区役所で夫婦二人一緒に国民年金の加入手続を行うとともに、保険料は夫婦二人分を共に区役所の集金人に漏れ無く納付してきた。申立期間の保険料は、48年8月にA市C区に転居後、納付書によりD銀行の窓口で納付したと思う。

詳しい時期や納付金額については思い出せないが、申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降、厚生年金保険に切り替わる前の60年12月までの国民年金保険料を申立期間の3か月を除き完納している。また、申立人の元妻も36年4月に国民年金に加入して以降、平成6年12月までの国民年金保険料を申立期間を除き完納しており、申立人とその元妻の保険料納付意識が高いものと考えられる。

さらに、申立人は昭和48年8月にA市B区から同市C区に転居しているが、申立人が所持している国民年金手帳をみると、転居に伴う国民年金の住所変更手続を的確に行っていることが確認できる。

以上のことから、納付意識の高い申立人が、納付書を受け取りながら申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難く、かつ期間も3か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から39年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

私の国民年金の加入手続は、いつごろかは分からないが母が行ってくれ、申立期間の国民年金保険料については母が父と私を含めた3人分を自宅に来る集金人に支払ってくれていた。集金人が来なかった時は私がA市役所に保険料を支払いに行った記憶もある。

当時の年金手帳は無くしてしまったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は昭和39年7月13日に払い出されていることが確認でき、申立期間②の保険料を集金人に現年度納付することは可能である。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和39年4月から厚生年金保険に加入する52年11月までの保険料が申立期間②を除き完納されている。

さらに、申立人は当時、兄夫婦とは世帯は別であったが、同じ敷地内に住んでいたと陳述しており、申立人及びその兄夫婦の被保険者名簿により、昭和39年4月から46年3月までの3人の保険料は、申立人の申立期間②を除きほぼ同じ時期に現年度納付されていることが確認でき、申立人の兄夫婦の申立期間②に係る保険料は納付済みとなっていることから、申立期間②当ても集金人

が申立人宅を訪問していることが推認でき、申立人の申立期間②の6か月分の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人及びその兄夫婦の被保険者名簿をみると、申立人の昭和39年7月から同年9月までの保険料及び申立人の兄夫婦の40年1月から同年3月までの保険料の納付日が手帳記号番号払出日より前の39年4月7日とされているなど、納付記録の管理に関し何らかの事務的過誤のあったことがうかがわれる。

一方、申立期間①は、申立人の手帳記号番号が払い出される前の期間であり、この手帳記号番号によっては国民年金保険料を集金人に現年度納付することはできない。また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査等によっても申立人に別の手帳記号番号が払い出されている形跡や事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、申立期間①の保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親は、当該期間を含めた国民年金保険料を昭和45年にまとめて納付していることが確認でき、集金人に納付したとする申立内容とは符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付し、43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年9月から39年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで(還付)

私は、私が結婚した昭和42年10月ごろに父から、私が学生だったころに父が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、その後の国民年金保険料を父が納付してくれていたと聞いた。父の几帳面な性格からしても、申立期間の保険料は絶対に納付していると思う。

それにもかかわらず、昭和38年9月から39年3月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない(申立期間①)。

私は、昭和43年4月から同年9月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の保険料についてはA市の領収書と検認印が押された年金手帳を保管しており、また、43年10月から44年3月までの期間の保険料についてはA市と社会保険事務所の双方の領収書を保管しており、2回納付したと思うので、重複して納付した保険料を還付してほしい(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間①を除き、昭和39年4月から60歳に到達するまで国民年金保険料を完納しており、申立人の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

ところで、申立期間①については、申立人は自身が20歳になった時から申立人の父が申立期間①の保険料を納付していたとしているところ、申立人の父は申立期間①当時、申立人と同居し、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料を完納しており、父の保険料納付意識も高かったものと考えられる。

また、申立人は、その父が申立人の弟の保険料も納付していたとしていると

ころ、弟の納付記録をみると、20歳到達月から保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和39年10月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出時点において申立期間①の保険料は過年度納付でき、保険料納付意識の高い申立人の父が7か月と短期間である申立期間①の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

申立期間②については、申立人が陳述するとおり、申立人は昭和43年4月から同年9月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の検認印欄に検認印が押されている国民年金手帳並びに43年10月から44年3月までの期間の金融機関の領収印が押されている国民年金過年度保険料領収書を所持し、また、これらとは別に、上述の年金手帳の検認印及び領収書の領収印の日付とは数日から数か月異なるA市の領収印が押されている、A市の「昭和43年度国民年金印紙購入代金納付書兼領収証書」及び「昭和44年度国民年金納入通知書・領収証書」を所持していることが確認できる。

上述のとおり、同一月の保険料について、領収を示す複数の資料が存在することについては、A市では、「納付書による納付は昭和46年4月から開始しており、上述の領収証書を使用した保険料の納付方法は不明である。ちなみに、同領収証書は専任徴収員及び市役所窓口においても利用していたと考えられ、本件に関しては、専任徴収員が発行した領収書を後日、被保険者が国民年金手帳とともに市担当窓口へ提示し、これを担当者が確認し、年金手帳に検認印を押したとも考えられる。」としている。

しかし、申立人が、保険料納付した当日でなく、数日から数か月後に、検認印を押してもらうために市窓口へ赴くことを繰り返したと考えるのは不自然であり、申立期間②の保険料は重複して納付されたと考えるのが自然である。

また、申立期間②のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間の保険料について、平成19年9月付けで社会保険庁の記録が未納から納付済みに訂正されている経緯がある上、昭和43年10月から44年3月までの期間の保険料が過年度期間に当たる45年2月に納付されたことを示す事蹟^{じせき}があり、行政機関に何らかの過誤があったものと考えられる。

一方、申立人の社会保険庁の記録には申立期間②の保険料が還付されたことを示す事蹟^{じせき}は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和38年9月から39年3月までの国民年金保険料を納付し、43年4月から45年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められ、かつ重複納付した43年4月から45年3月までの国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から46年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、制度が発足した当初から自ら進んで国民年金に加入した。

申立期間①については市役所から未納通知が届き、昭和45年6月12日に2年分をまとめて納付した。納付額は1か月当たり300円から450円であった。このことは、現在所持している妻の昭和44年度及び45年度の国民年金印紙購入代金納付書兼領収書から確認できる。

また、申立期間②については月ごとに納付していたが、納付額については覚えていない。

保険料の納付については、妻が通常夫婦二人分をまとめて支払っていたので、夫婦のうちどちらかが抜けるということは考えられない。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について夫婦で一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとしており、妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず自身の分が未納であることに納得できないとして申し立てている。

まず、申立期間②について、この期間に近接し夫婦二人分の納付日の確認できる昭和46年度及び47年度の納付状況をみると、すべて夫婦二人分を同一日に納付していることが確認できることから、この時期、夫婦は一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えられるところ、申立期間について申立人の妻は納付済みである。

また、申立期間について、申立人の妻は昭和52年度に社会保険庁からの催

告を受け過年度納付していることが確認でき、夫婦二人分を一緒に納付していたとの意識が強く、夫婦二人分の保険料の納付を担っていた申立人の妻が、催告を受け自身の保険料を過年度納付するに当たり、夫の納付状況をも確認し夫の保険料も一緒に過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間である。

次に、申立期間①について、申立人が所持している年金手帳によれば、この期間について、印紙検認記録欄に検認印の押印は認められない。

また、夫婦の年金手帳によると、申立期間のうちの昭和44年度については、申立人の妻だけが免除申請していることが確認できる上、申立期間の直前に当たる昭和43年10月から同年12月までの間の納付状況について、申立人は昭和54年度に特例納付により、一方、申立人の妻は43年度に現年度納付により、この期間の保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認できるなど、この時期、夫婦は必ずしも一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたものとはみられない。

さらに、申立人が保険料を納付していた根拠として挙げている昭和44年度及び45年度の国民年金印紙購入代金納付書兼領収書について、申立人の妻は自身の分を所持しているものの、申立人のそれは現存していない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認する為、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年12月まで

私は、申立期間当時は自営業を営んでいて、すべての家計は妻が担当しており、国民年金の手続や支払も妻が行っていました。

妻が夫婦二人の国民年金の加入手続や支払いを一切合切しており、夫婦二人分を一緒に納付してきたにもかかわらず、申立期間については妻が納付済みとなっているのに、私のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年6月ごろに妻と共に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した46年9月から52年12月まで妻が継続して保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の納付記録をみると、昭和46年9月以降申立期間を除きほぼ同様の記録となっていることが分かる。

また、社会保険事務所の特殊台帳をみると、申立人は未納となっている申立期間について同事務所から催告を受けていることが記録されているが、申立人の妻が現年度納付で納付済みとなっている同じ期間について催告を受けている記録があり、社会保険事務所の記録管理の不備がうかがわれる。

さらに、申立期間当時、申立人の妻が夫の保険料のみ納付できなかった事情も認められなかった。

以上のことから、申立人の妻は、申立期間の夫婦二人分の保険料を現年度納付していたが、社会保険事務所において何らかの事務的過誤が生じ、申立人の納付記録が失われたと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年3月まで

私は、申立期間当時夫婦で自営業を営んでいて、すべての家計を担当しており、国民年金の手續や支払等一切合切を行っていました。

夫婦二人同時に国民年金に加入し、それ以後も夫婦二人分を一緒に納付していましたが、昭和54年ごろ集金人に申請免除の制度を教えてもらい、私が同年4月から55年3月までの夫婦二人分の免除申請を行いました。同年4月以降の保険料についても、すべて私が夫婦二人分の免除申請を行ってきたのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろ集金人に申請免除の制度を教えてもらい、夫婦二人分の昭和54年度保険料の免除申請を行ない、55年度及び56年度保険料についても、それぞれ昭和55年及び56年に免除申請していたと申し立てている。

そこで、社会保険事務所の特殊台帳をみると、申立期間の直前の昭和53年4月から54年3月までの保険料未納期間について、同年に催告を行っている記録があるが、同じ未納となっている申立期間について催告を行った記録が見当たらない。

また、申立人は、未納の記録とされており、自身が免除申請をしながら自身の分を申請しなかったと考えることは不自然である。

このことは、申立人は申立期間に係る納付書及び催告状を受け取った記憶が無いとする陳述と符合している。

以上のことから、申立人は申立期間の夫婦二人分の保険料の免除申請を行っていたが、社会保険事務所において何らかの事務的過誤が生じ、申立人の納付記録が失われたと考えることが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年3月まで

会社を退職後、何年かしてから国民年金に強制加入しなければならないというお知らせを見た。ちょうど両親の国民年金保険料を集金に自宅に集金人が来たので、それまでの年金保険料をまとめて支払い、領収証をもらった。退職の翌月からの年金保険料を支払ったように思う。受け取った領収証は白っぽい、年金手帳よりも小さめの、どちらかというと細長いものだった。当時は1か月の保険料は100円で、3000円ぐらい一括で支払ったのを覚えている。

ずっと後になってから年金手帳が郵送されてきたが、その手帳の領収印は最初の納付月ではなく、ずっと後の日付からになっていて、当時「変だな」と思ったが、手帳に領収印を押していくのがこの時からなんだと思い、そのままにしておいた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和40年5月16日であることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間のうち、37年9月から同年12月までの期間の保険料は制度上納付ができず、38年1月から40年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

また、申立期間当時のA市では、集金人が過年度保険料を預かり、預かり証

を発行していたことが確認でき、その預かり証の色及び大きさは申立人の記憶とおおむね一致していることから、申立人が集金人に過年度保険料を支払ったとする陳述に不自然さはみられない。

加えて、申立人が集金人に支払った保険料額 3,000 円は、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 5 月当時に過年度納付した場合の 38 年 1 月から 40 年 3 月までの保険料の合計額 2,700 円とおおむね一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月

私たち夫婦二人の国民年金の加入時期は異なるが、夫婦二人共に加入後はずっと国民年金保険料を納付している。

昭和54年11月にA市で店を開店してからも、夫婦二人分の保険料は納付書で納めており、普段はB銀行の営業担当に店で集金してもらい、時々夫婦どちらかがA市役所で納付していた。

夫婦二人共に漏れること無く保険料を納めてきたのに、25年も経過した今になって社会保険庁の記録で1か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っており、申立人の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は自営を始めた昭和54年以降、申立期間後も自営を続け同地に居住し、申立期間における生活状況の変化はうかがわれないうところ、申立期間前後の保険料は現年度納付されている上、A市では、未納期間がある被保険者に対しては4月、7月、10月及び1月の年4回、納付案内はがきによる納付勧奨を行っていることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が1か月と短期である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月の国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月

私たちは、夫婦二人で国民年金の加入時期は異なるが、夫婦二人共に加入後はずっと国民年金保険料を納付している。

昭和54年11月にA市で店を開店してからも、夫婦二人分の保険料は納付書で納めており、普段はB銀行の営業担当に店で集金してもらい、時々夫婦どちらかがA市役所で納付していた。

夫婦二人共に漏れること無く保険料を納めてきたのに、25年も経過した今になって社会保険庁の記録で1か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、昭和53年からは付加年金にも加入し漏れなく納付しており、申立人の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人夫婦は自営を始めた昭和54年以降、申立期間後も自営を続け同地に居住し、申立期間における生活状況の変化がうかがわれないうところ、申立期間前後の保険料は現年度納付されている上、A市では、未納期間がある被保険者に対しては4月、7月、10月及び1月の年4回、納付案内はがきによる納付勧奨を行っていることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が1か月と短期である申立期間の保険料(付加保険料を含む。)を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

昭和63年12月ごろに、弟がA市役所において私の国民年金の加入手続きをした。

また、加入手続きに際しては、退職金が手元にあったので、弟にはさかのぼって保険料を納付できるように、未納期間である昭和61年12月から62年3月までの分、昭和62年度分及び63年度分の納付書を発行してもらうように依頼した。

昭和61年12月分の保険料は、発行してもらった納付書によりすぐに、また、62年1月から同年3月までの期間、申立期間及び昭和63年度の保険料は平成元年4月28日に、いずれも自身がB銀行C支店で納付した。

同じ日にまとめて納付しているのに、申立期間の保険料だけが未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和61年12月以降国民年金加入期間中の国民年金保険料の未納期間は申立期間のみである上、平成元年4月以降60歳到達までの20年間は前納により保険料を納付しており、申立人の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は昭和63年12月ごろに国民年金加入手続きを行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年12月から翌年1月ごろに払い出されていることが社会保険庁の記録により確認でき、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人は国民年金への加入手続き時に未納であった期間の保険料を納付するために同期間に係る納付書の発行を申立人の弟に依頼したとしている

ところ、申立人が昭和 61 年 12 月から 62 年 3 月までの分及び昭和 63 年度分の保険料領収書を所持していることが確認できることから、申立人は申立期間の納付書も入手していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間直前の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間直後の昭和 63 年度の保険料を平成元年 4 月 28 日に一緒に納付していることが社会保険庁の記録により確認でき、申立期間の保険料を納付せずにその前後の期間の保険料のみを納付するのは不自然であり、申立期間についても同時に納付したと考えるのが相当である。

その他の周辺事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月の国民年金保険料については、納付済期間と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から42年6月まで

昭和40年当時、勤務していた会社の事務員に相談し、国民年金の資格を喪失させる手続きを行ってもらった記憶があるが、厚生年金保険との重複期間分の還付請求書を見たことは無く、還付金を受け取った記憶も無い。申立期間の保険料は還付されていないので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料と厚生年金保険料を重複納付したが、還付請求書を見たことは無く、還付金を受け取った記憶も無いので、還付してほしいと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、申立期間について、いったん国民年金保険料が納付された後に還付されていることが確認できるが、申立期間のうち、昭和41年4月については、厚生年金保険被保険者期間ではなく、国民年金の強制加入期間であるため、保険料を還付すべきではないことから、この期間については納付済みとする必要がある。

一方、申立期間のうち昭和39年9月から41年3月までの期間及び同年5月から42年6月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であるにもかかわらず、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料が還付されることについて不自然な点はみられない。

また、社会保険庁の記録をみると、申立人は、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年7月13日に納付した後、同年8月14日に転居していることが確認でき、次に、特殊台帳をみると、同年11月24日に特殊台帳を移管された転居後の申立人の住所を管轄する社会保険事務所において、43年1月20日に還付決議が行われ、4,000円を還付した記録が残されており、

事務処理経過についての還付記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人に対し保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人に対し国民年金保険料が還付されたものと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月の国民年金保険料については納付済期間と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年9月まで

私が昭和59年7月に会社を退職した後、新たな職に就かない私の将来を心配して、母が私の国民年金加入手続を行ってくれた。

私は、国民年金保険料の納付を母に任せていたため、納付方法等詳しいことは分からないが、母が保険料をすべて納付してくれたはずである。

また、申立期間当時、父は会社員で母は自営業を営んでおり、国民年金保険料を納付する資力は十分あり、母は、几帳面な性格であったので間違いなく保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和50年2月に国民年金に任意加入して以降、平成2年6月までの保険料を完納しており、申立期間当時は任意加入期間で付加保険料とともに保険料を前納しているなど、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人の母親は、申立人が昭和59年7月に退職後、新たな職に就かないことを心配して、しばらく様子を見てから国民年金加入手続を行ったと陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は60年10月に払い出されており、陳述内容とおおむね符合する。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金加入手続を行った時、まとめて保険料を納付した記憶があると陳述しているところ、申立人の手帳記号番号によると、申立期間のうち、昭和60年4月から同年9月までの保険料を現年度納付することは可能であり、59年7月から60年3月までの保険料を過年度納付することも可能である。

以上のことから、申立人の将来を心配して申立人の国民年金加入手続を行ったとする保険料納付意識の高いその母親が、申立期間の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から55年3月まで
② 昭和57年4月から61年9月まで
③ 昭和62年4月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、納付書により市役所又は銀行の窓口で支払っていた。保険料はすべて納付しているはずである。毎年度当初に固定資産税、国民健康保険料、国民年金保険料等の納付書・請求書が多数送付されてくるので、納付を忘れることもあり、関係行政機関に相談して分割納付できるよう納付書を何枚かに分けて発行し直してもらい、納付していたこともある。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎年度当初に国民年金保険料等の納付書・請求書が多数送付されてくるので納付を忘れることもあり、関係行政機関に相談して分割納付できるよう納付書を何枚かに分けて発行し直してもらい、納付していたこともあると申し立てている。

そこで、申立人が保有する納付書・領収証書を見ると、申立期間③の直前の期間である昭和61年10月から62年3月までの保険料については、63年11月10日に1か月ごとの納付書を発行してもらい、3か月分ずつを2回に渡って過年度納付しており、直後の期間である同年1月から平成元年3月までの保険料についても同様に、同年12月27日に1か月ごとの納付書を発行してもらい、毎月納付期限直前に過年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、平成元年度の保険料についても、毎月末現年度納付していることが確認できることから、当時、1か月分の過年度保険料納付書を発行し

てもらい、過年度保険料と現年度保険料を納付期限に遅れないように納付していた申立人が、申立期間③の9か月についてのみ過年度保険料用の納付書を発行してもらわず、保険料を納付しなかったものとは考え難い。

他方、申立期間①及び②については、特殊台帳をみると、昭和54年、55年及び58年に催告を受けていることが確認できるほか、申立期間①は18か月及び申立期間②は54か月と長期間であり、これほどの長期間にわたり行政の事務的過誤が連続したとは考え難い。

また、申立人の申立期間①及び②の保険料納付に係る記憶は明確では無く、申立人から保険料納付に係る事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から6年3月まで

平成3年4月、大学に留学して間もなくのころ、「外国人の皆さんへ」という国民年金の加入勧奨通知が届いた。留学生課の先生に相談したところ、加入を勧められたので、身元保証人と共にA市役所に出向き、加入の説明を受け、国民年金と国民健康保険に加入した。

申立期間当時、学費や滞在費一切は身元保証人に負担してもらっており、国民年金保険料も身元保証人に納付してもらっていた。身元保証人は、私の外国人登録住所地である身元保証人宅に送付されてきた納付書により、毎月私の国民年金保険料と国民健康保険料を金融機関で納付してくれていた。国民年金保険料は1万円程度、国民健康保険料は5,000円程度であったと記憶してくれている。

以上の事情にかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月、大学に留学後、「外国人の皆さんへ」という国民年金の加入勧奨通知が届いたことを契機に、身元保証人と共にA市役所に出向き、国民年金と国民健康保険に加入したと申し立てしているところ、申立人の身元保証人は、同年7月6日付けでA市国民年金課から送付されてきた外国人への国民年金加入勧奨通知を保有しており、身元保証人の筆跡で、諸手続済みと書かれた当時のメモを残している。また、申立人の身元保証人は、申立人と共にA市役所に出向き、国民年金加入手続を行い、身元保証人自身が申立人の国民年金保険料を納付していたと証言しており、申立人の国民年金加入及び保険料納付の経緯に不自然な点はみられない。

さらに、申立人及びその身元保証人は、身元保証人宅に届いた納付書により毎月1万円程度の国民年金保険料を金融機関で納付していたと申し立てているところ、当時の保険料額は、平成3年度9,000円、4年度9,700円及び5年度1万500円とおおむね一致するほか、申立内容は当時のA市における保険料収納方法と符合している。

加えて、申立人の留学にあたり様々な助言をしたとする大学の留学生の先輩は、申立人の身元保証人宅を頻繁に訪問しており、その際、申立人が国民年金に加入した話題が出たことを記憶しており、身元保証人が申立人の国民年金保険料を納付していたと証言している。

このほか、身元保証人は、申立人の身元保証を引き受けた際、連帯保証人を求められたとしており、その連帯保証人は、身元保証人から申立人に係る援助の明細の説明を受け、後日国民年金保険料納付の話を聞いた記憶があるとしており、身元保証人が申立人の国民年金保険料を納付していたのは間違いないと証言している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年11月まで

昭和43年7月にA市役所で国民年金に加入し、同年4月から同年12月までの9か月間の保険料を納付した。

昭和43年12月1日に夫が厚生年金保険の資格を取得したため、同年12月は、国民年金に強制加入する必要がなくなり、この1か月分のみ保険料の還付請求をした。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和43年12月の保険料のみにとどまらず、納付した同年4月から同年12月までの保険料すべてが還付され未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月から同年12月までの9か月間の保険料を納付後、同年12月に夫が厚生年金保険の資格を再取得したため、国民年金に加入する必要が無くなった同年12月の保険料のみを還付請求したにもかかわらず、記録では、納付した9か月間の保険料すべてが還付され、未加入期間扱いされていると申し立てている。

そこで申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和43年4月から同年9月までの保険料を同年8月23日に、同年10月から同年12月までの保険料を同年11月15日に納付していることが検認印から確認でき、申立人の陳述のとおり、9か月間の保険料がいったん納付されたことは明らかである。

また、申立人の夫の資格記録をみると、昭和43年12月1日に厚生年金保険の資格を再取得していることから、同年12月についてのみ任意加入期間となり、国民年金保険料の還付処理が可能な期間となるが、同年4月から同年11月までの期間については、国民年金の強制加入期間となるべき期間であり、本

来還付処理を行ってはない期間となっている。

しかし、昭和 43 年 12 月 25 日に行われた還付手続については、行政側による明らかな事務的過誤により、強制加入期間についても還付が行われ、その結果、申立期間が未加入となった。

さらに、国の保険料徴収権は、その後 2 年間は消滅しないにもかかわらず、この間に記録を訂正する手続が行われた形跡も認められず、行政側の事務的過誤が認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

当時は年金手帳で納付していたので、この3か月分だけを未納にして、昭和40年4月から納付するようなことはないと思います。また、この3か月分が未納であれば、同年2月にA市からB市へ引っ越しをした際に指摘されて、納付していると思います。今となっては当時の年金手帳はありませんが、この未納とされていることに納得ができません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間480か月のうち、申立期間を除き477か月間の保険料を納付済みである。また、この間昭和38年12月に婚姻以降も任意で加入を継続し、267か月間の保険料を納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は申立期間中の昭和40年2月にA市からB市へ転居しているものの、直後の昭和40年度分の保険料については、転居後のB市において現年度納付していることが同市の被保険者名簿の記録から確認でき、転居後の国民年金に係る住所変更手続は適切になされたものと推定できる。一方、市では、手続時に納付可能な過年度期間が存在する場合は、国庫金納付書を作成し納付勧奨を行っていたとしている。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、この納付勧奨を看過するとは考え難く、申立期間については過年度納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から50年3月まで
② 昭和60年4月から61年9月まで

私は、国民年金に加入し、30年間保険料を納付してきた。また平成12年に「これ以上掛けても年金額が変わらない。」と市役所で聞いたので、それ以降は納付していないが、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、母親が市役所又は金融機関に出向いて印紙を貼付した年金手帳ちょうふを見ていたので、納付していたことは間違いないと陳述しているが、申立人が加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらの具体的な状況等は不明である。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、昭和50年に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、その加入手続は、同年1月17日に行われたことがA市の被保険者名簿により確認できる。この時点において、申立期間①のうち、46年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、加入手続日の昭和50年1月は、特例納付が可能な期間内であるが、申立人は、この時期についても自ら手続を行った記憶が無く、前妻が加入手続を行ったのではないかと思うとし、以降は、金額等は覚えていないが、前妻に夫婦二人分の保険料を渡して納付させていたと陳述していることから、この当時における加入の経緯及び具体的な納付状況等についても不明であるほか、申立人に申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料も無い。

さらに、申立人の母親が申立期間①の保険料を現年度で納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立人は、平成12年4月以降の保険料を納付しなかった理由として、市の担当者から「30年納付したので、これ以上掛けても年金額は変わらない。」との説明を受けたためとしているが、記録上、納付が開始される昭和50年4月から納付が終了する平成12年3月までの被保険者期間は、年金受給資格期間を最低限確保することのできる300月に相当することから、当時の担当者は、当該期間内に保険料の未納が無いことを前提に、申立人に年金受給資格期間を満たしたことを説明したものとみるのが自然である。

そこで、当該被保険者期間の納付状況を見ると、申立人は、一年前納及び付加保険料の納付期間を含めて、申立期間②を除き、保険料をすべて納付しており、当該期間における申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間②直前の昭和59年4月から60年3月までの免除期間について、申立人は、当時、申立人の両親が入院したことなどにより、手元に現金を置いておきたかった時期であったと陳述しており、その内容に特段不合理な点がうかがえないほか、当該免除期間に対して平成5年12月21日に保険料を追納している。

さらに、申立期間②直後の昭和61年10月から62年3月までの期間の保険料について、63年9月26日に過年度納付していることが、社会保険庁の納付記録により確認できるが、納付日時点において納付が可能であった61年7月から同年9月までの期間の保険料が納付されていないところを見ると、当該期間は既に納付済期間であったものと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私がA市で母と同居していた昭和36年ごろ、自宅に集金人が来て、国民年金制度が新しくできたので、加入して保険料を支払ってほしいと言ってきた。母は高齢のため、年金に加入する意志が無く、娘の私にだけ国民年金制度の説明をしてほしいとお願いし、夜に集金人が説明に来てくれた。

その際、国民年金は25年加入すれば良いと説明され、当時の私は仕事も順調で経済的にも恵まれていたので、「月100円の保険料を25年分、3万円を一括して支払います。」と言ったところ、「娘さん、先の長いことなので、ぼちぼち支払ってもらえればよい。」と言われた。それ以後、B市C区の実家に転居する昭和41年まで、私には昼間の仕事があったので、母に私の保険料を預け、母が集金人に毎月又は3か月ごとに保険料を支払ってくれていた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、A市の自宅に来ていた女性の集金人に、国民年金の加入を勧められ、母親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号の払出時期をみると、B市C区に転居後の昭和41年10月に払い出されていることが、申立人の現在所持する年金手帳及びD社会保険事務所の手帳記号番号払出簿により確認できることから、当該手帳記号番号において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料となり、申立人の母親は、集金人に現年度納付することができなかったものと考えられる。

しかしながら、申立人が母親と同居していた当時のA市を管轄するE社会

保険事務所の手帳記号番号払出簿をみると、昭和 37 年 1 月に母親と連番で、申立人の幼少のころからの通称名とされる「F」の名前で払い出されていることが確認でき、申立てどおり、国民年金制度が発足した当初に国民年金の加入手続が行われたことがうかがわれる。

また、申立人は、自宅に集金人が国民年金の加入勧奨に訪れたときの経緯をはじめ、申立人が年金受給資格期間である 25 年分の保険料を納付しようとした際の集金人とのやりとり、母親が申立人の保険料を集金人に支払っていたときの様子など、当時の状況を詳細かつ明瞭に陳述しており、その内容に特段不合理な点はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間後の被保険者期間について、生活に困窮した時期であったとする一部の未納期間及び免除期間を除き、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から58年3月まで

私は、昭和54年7月にA県で会社を退職し、当時、B市にあった役所で、国民年金への切替手続きをした。保険料は、同年7月から60年3月まで、母が自分の保険料と一緒に郵便局又は銀行で支払ってくれていた。母は、父と一緒にC業務従事者をしてしたが、54年3月に父が死亡退職したため、C業務従事者を続けることができず、母も同時に退職した。その後、母も役所に行き、今から国民年金に任意加入して保険料を納めれば、将来、遺族年金とともに国民年金ももらえるからと教えられ、付加年金にも加入し、以後生活が苦しい中で、母は、私と母自身の保険料とを一緒に支払っていたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立期間を含めて母娘の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の母親の納付記録をみると、昭和52年6月に国民年金に任意加入してから60年9月まで、国民年金の被保険者であった期間の保険料をすべて納付しており、申立人の母親は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の母親は、昭和54年3月に会社を退職後、同年9月に任意加入被保険者として再加入しているため、申立期間のうち同年7月及び同年8月は任意加入被保険者の未加入期間となるが、再加入手続時点において、申立人の同年7月から同年9月までの保険料は現年度保険料であることから、申立人の母親が自身の保険料と同時に納付することは可能であった。

さらに、申立人は、父親が死亡して母親と二人きりとなり、生活が苦しい状況の中で、母娘共に仕事をしながら、母親が申立人の保険料を一緒に納付して

いたと陳述しているなど、その内容に特段不合理な点はうかがえない。

加えて、申立人には昭和 53 年 2 月から同年 9 月までの納付記録があり、申立期間が未納となっておれば、本来、特殊台帳が存在するところ、それが存在する事実は確認できなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係るA社における資格喪失日は昭和47年12月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和46年9月から47年11月までの期間の標準報酬月額については、46年9月は3万9,000円、同年10月から47年11月までは6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月10日まで
② 昭和45年7月から46年7月1日まで
③ 昭和46年9月30日から48年2月1日まで
④ 昭和50年9月から51年1月21日まで
⑤ 昭和51年4月17日から53年5月1日まで

B社に勤めていた昭和43年10月から44年6月5日までの期間のうち、43年10月から44年3月10日までの期間が厚生年金保険未加入とされている。常勤として勤めていたことは確かであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

A社に勤めていた昭和45年7月から48年1月までの期間のうち、45年7月から46年7月1日までの期間及び同年9月30日から48年2月1日までの期間が厚生年金保険未加入とされている。常勤として勤めていたことは確かであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②、申立期間③）。

C社に勤めていた昭和50年9月から53年4月までの期間のうち、50年9月から51年1月21日までの期間及び同年4月17日から53年5月1日までの期間が厚生年金保険未加入とされている。常勤として勤めていたことは確かであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間④、申立期間⑤）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、同社は、昭和47年12月25日（昭和47年12月20日受付）に46年9月30日にさかのぼって全喪処理され、全喪日と同日付けで申立人を含む15人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、上記15人に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録をみると、1人は全喪日以降の昭和46年12月14日に資格取得日の訂正が行われており、また、3人の資格喪失年月日が、当初、全喪日以降の同年12月31日、47年1月6日、同年9月1日と記載されていたものが、二重線で抹消され、46年9月30日に訂正されていることが確認できる（資格喪失日の訂正日は被保険者名簿の記録から全喪受付日の昭和47年12月20日）。

この間の経緯について、申立人は、「A社が倒産し、その後もしばらくの間後始末のために働いていたが、昭和48年の正月過ぎに辞めた。それから程なくD社に勤めた。」と陳述しているところ、社会保険庁の記録によれば、申立人は、同年2月1日にD社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上の記録及び陳述から、A社は、昭和47年12月までは企業活動を行っており、資格喪失日の訂正のみられる3人については、全喪日（昭和46年9月30日）以後全喪受付日（昭和47年12月20日）の間に資格を喪失していたが、喪失日以前にさかのぼっての全喪処理が行われたため、喪失日の訂正が行われた。また、残る12人（申立人を含む）は、同年12月までは在職しており、資格喪失日欄は空欄のままであったため、さかのぼっての喪失日が書き入れられたと考えるのが相当である。

また、A社の元事業主は、「同社が不渡りを出したため、債権・債務をE社が引き継ぎ、社員もE社（事業主は、A社と同一）に移った。」と陳述しているところ、社会保険庁の記録によれば、A社の全喪時に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち2人が、同社の全喪処理が行われた昭和47年12月にE社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このような資格の喪失処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は全喪受付日の昭和47年12月20日であると考えるのが相当である。

また、申立人の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和46年9月は3万9,000円、同年10月から47年11月までは6万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち昭和47年12月20日から48年2月1日までの期間

については、申立人がA社に在職し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間①については、申立期間当時の事業主は所在不明で、同僚もほとんどが死亡・所在不明となっている。唯一連絡の取れた同僚は、申立人が在職していたことは覚えていたが、当該同僚から、B社における申立人の在職時期を特定できる陳述は得られず、申立人が、申立期間において、同社に在職していたことを確認するには至らなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、申立期間当時A社において在職しており、連絡の取れた同僚2人（いずれもF業務従事者）は、いずれも申立人の在職について覚えていないと陳述しており、申立人が、申立期間において、同社に在職していたことを確認するには至らなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間④については、C社の申立期間当時の事業主は死亡しており、また、申立期間当時の同僚とは連絡がとれず、申立人が、申立期間において、同社に在職していたことを確認するには至らなかった。

さらに、C社では、申立期間当時において試用期間があったかは不明と回答しているが、昭和51年5月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者から、試用期間が1か月から6か月あったとの陳述を得たことから、仮に、申立人が申立期間当時同社に在職していたとしても、試用期間中であつたため厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑤については、C社の申立期間当時の事業主は死亡しているが、申立期間当時在職していた現代表者及び同僚は、いずれも申立人の在職について不明と陳述しており、申立人が、申立期間において、同社に在職していたことを確認するには至らなかった。

このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、④、⑤及び申立期間③のうち、昭和47年12月20日から48年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年8月1日までの期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月20日から30年1月19日まで
② 昭和32年7月1日から33年8月1日まで
③ 昭和41年9月10日から41年9月27日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した申立期間①及び②並びにB社に勤務した申立期間③の期間の厚生年金保険の被保険者種別が第1種とされている。

しかし、申立期間①は、A社で勤務しはじめてすぐに18歳になり、C業務に従事する事ができるようになったので、昭和28年1月20日ごろからC業務従事者(第3種被保険者)としてD業務に就き、申立期間②についても、C業務従事者としてD作業に従事していた。

さらに、A社からB社に会社名が変わった後の申立期間③もC業務従事者として勤務していたので、これら申立期間①、②及び③について厚生年金保険の第3種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿の記録では、申立人は第1種被保険者(男子被保険者)となっているが、第3種被保険者(C業務従事者)としてD作業を行っていたと申し立てており、このことは、複数の同僚のC業務従事者であったとの陳述内容と符合していること

から認められる。

また、申立人がC業務従事者として同じ班で一緒に勤務していたとする同僚のうち、8人の被保険者記録が確認できるが、これらの同僚はいずれも第3種被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②はE社を退職後に再入社したもので、体力もありC業務従事者のほうが待遇も良かったのでC業務従事者として勤務していたと陳述しており、その内容はほかの同僚の陳述内容とも符合しており、申立人の陳述内容には信ぴょう性が認められるほか、同質の業務を一緒に行っていた申立人だけが第1種被保険者であったとする特段の事情は見当たらず、これら同僚と同じく第3種被保険者として給与から保険料を控除されていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間②において厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主による厚生年金保険の第3種被保険者資格の取得届及び喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に第3種被保険者資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年7月から33年7月までの第3種被保険者としての保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る第3種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①について、申立人は、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録では、昭和27年12月1日に第1種被保険者として資格を取得しているが、28年※月※日で18歳になり、C業務に従事することが出来るようになったので、同年1月20日ごろからC業務従事者としてD作業を行っていたと申し立てている。

しかし、同時期に入社した同年代（1歳年長）の同僚として、同じ作業を一緒に行っていたとする同僚の被保険者記録をみると、申立期間①当時の被保険者種別は第1種被保険者となっているほか、ほかにもC業務従事者であったと申立人が記憶している同僚の記録にも入社当初の被保険者種別は第1種被保険者となっている者が見受けられる。

また、申立期間①の期間中には、月額変更届、報酬月額算定基礎届が2回若しくは3回行われていると考えられるところ、事業所別被保険者名簿において種別が変更された記録は無く、社会保険事務所がこれらいずれの機会においても種別変更の記録を誤ったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたと認めることはできない。

次に、申立期間③について、B社に係る事業所別被保険者名簿の記録では、申立人は第1種被保険者となっているが、申立人は、この期間についてもC業務従事者として勤務していたと申し立てている。

同社は、A社が社会保険を全喪した後、同じ職場において新たな事業主のもとに新規適用した会社であるが、当時の事業主及び同僚からは、当時の事情について確認することができず、申立人自身にも給与額や保険料控除に関する記憶は無く、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

しかし、商業登記簿をみると、設立当初の事業目的は「F業務」としていたところ、昭和41年9月5日付けで事業目的を変更し、「G業務」を追加登記していることが確認できるほか、申立人と同時期に同社で資格を取得している男性の被保険者7人の記録をみても、いずれも第1種被保険者で、資格取得時の標準報酬月額も1人を除いて申立人と同額となっていることなど、当時の同社においてはD作業が減少していたことやC業務従事者の雇入れが行われていないことがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録をそれぞれ24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年7月11日
③ 平成17年12月9日

私は、申立期間①、②及び③において、勤務先であるA社で賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、いずれも厚生年金保険の記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人が同社から平成16年12月10日及び17年7月11日にそれぞれ30万円、同年12月9日に32万円の賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主により源泉控除された保険料額に基づく標準賞与額の範囲内であり、申立期間①、②及び③に係る賞与から源泉控除された額に見合う標準賞与額を算出したところ、いずれも24万円であることが確認できることから、それぞれ24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っていないとしていることから、社会保険事務所は、平成16年12月10日、17年7月11日及び同年12月9日の標準賞与額24万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和31年1月30日に訂正し、30年11月及び同年12月の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間⑤について、申立人が在籍していたとするB社は、社会保険事務所の記録では昭和42年11月1日の全喪以降は適用事業所となっていないが、当該期間も適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、同年8月から43年1月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年2月11日に訂正し、42年8月から43年1月までの標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る昭和42年8月から43年1月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月から44年1月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC社における資格喪失日を同年2月13日に訂正し、43年11月から44年1月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

また、申立人が昭和44年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているD社は、社会保険事務所の記録では同年3月1日の新規適用以前は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同年2月13日以降は適用事業所としての要件を満たしていたと認められるところ、申立人は同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年2月13日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る昭和43年11月から44年2月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和29年4月1日から同年9月20日まで
② 昭和30年11月1日から31年1月30日まで
③ 昭和31年3月1日から34年11月ごろまで
④ 昭和36年8月ごろから40年12月末ごろまで
⑤ 昭和42年8月1日から43年2月11日まで
⑥ 昭和43年11月11日から44年3月1日まで
⑦ 昭和46年7月10日から50年3月21日まで
⑧ 昭和50年7月1日から同年11月7日まで

昭和29年4月1日からA社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が、同年9月20日にされている(申立期間①)。

また、A社における資格喪失日についても、昭和31年1月29日に退職したにもかかわらず、30年11月1日にされている(申立期間②)。

A社を退職し昭和31年3月1日から、知人の紹介でE社に就職した。手書きの給与明細に健康保険と厚生年金保険の書き込みがあったのを覚えている。また、33年2月ごろから「F病院」で治療をしている(申立期間③)。

昭和36年8月ごろから40年12月末ごろまでG社に勤務し、H所でI業務をしていた。厚生年金保険料控除は、給与明細で確認しており、同所の健康診断にも健康保険証を使用した。さらに、39年春には治療のため、J病院に通院していた(申立期間④)。

B社から、B社が設立したK社に昭和42年8月1日に転籍し、43年2月10日まで勤務していた。同じ職場での配置転換であり、同じ給与が連続していた(申立期間⑤)。

L社出身の人物に引き抜かれて、C社に就職した。その後、同社は「D社」に社名変更されたが、継続して勤務していた。それにもかかわらず、昭和43年11月11日から44年3月1日までの期間が厚生年金保険未加入期間とされている(申立期間⑥)。

昭和46年7月10日からM社に勤務し、50年3月末に系列の新会社のN社に転籍した。この間継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険未加入期間とされている(申立期間⑦)。

昭和50年3月末からN社に転籍となり、転籍した同年7月1日から厚生年金保険に加入したはずであるが、被保険者資格取得日が同年11月7日にされている(申立期間⑧)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は「昭和31年の正月明けに退職届を提出し、

1月29日の給与を受け取るまでA社に勤務していた。」としており、その勤務していた期間の根拠として、「当時会社の寮に住んでおり、同年1月10日に勤務地の近くで発生した事件を目撃した。」としているところ、この申立人の陳述に符合する事件の発生がO組織の記録から確認できるほか、申立人と同様に寮に住んでいた同僚二人は、「自身の退職日は社会保険事務所の記録と同じである。」さらにその内の一人からは、「事件があった時、申立人は在籍していたと思う。」との陳述が得られた。これらのことから、申立人は同年1月の給与支払日まではA社に在籍し、事業主から保険料を控除されていたと考えるのが相当である。

また、昭和30年11月及び同年12月の標準報酬月額は、同年10月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は全喪しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑤については、申立人は昭和42年8月1日に、B社から同社が設立した新会社「K社」に転籍し、その後も健康保険証は切り替わらず、勤務場所、仕事内容、給与額等何も変わらなかったと陳述しているところ、K社が適用事業所になった事情は確認できず、法人登記上でも同社の存在は確認できない上、B社の元事業主の妻からは「K社については知らない。私は夫と一緒に昭和43年ごろB社を辞めたが、それまでの間において、K社については知らない。」との陳述が得られた。また、当時のB社における元同僚は、申立期間当時においても申立人と一緒に勤務していたと陳述している。さらに、B社は昭和43年4月16日に、42年11月1日付けで厚生年金保険を全喪する届出を^{さかのぼ}遡って行っていることが確認できることに加えて、全喪と同日に11人が厚生年金保険資格を喪失していることから、B社は全喪した後も厚生年金保険強制適用事業としての要件を満たしていたと推認され、申立人は、43年2月10日に退職するまで給与から厚生年金保険料を控除されていたと考えるのが相当である。

また、昭和42年8月から43年1月までの標準報酬月額は、同年7月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は全喪しているが、上記のとおり全喪処理が行われていることから、事業主は社会保険庁の記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年8月分から43年1月分までの保険料について納

入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後
に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、
事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ
る。

申立期間⑥については、申立人はD社に勤務していた期間であるとしている
ところ、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和44年3月1日
であることが社会保険事務所の記録により確認でき、申立期間⑥は厚生年金保険
が適用されていなかった。

しかし、申立人は、D社はC社が社名を変更しただけであり、昭和43年2
月15日から45年7月31日まで継続して勤務していたと陳述している。また、
D社の厚生年金保険新規適用と同時に被保険者資格を取得した25人の内、確
認できた19人が申立人と同様に43年11月11日にC社において同被保険者資
格を喪失しており、4か月の厚生年金保険の空白期間が生じていることが社会
保険庁の記録により確認できる。さらに、連絡の取れた同僚2人からは「申立
人のことは覚えている。D社は、C社のP部門が独立した会社であり、独立後
も仕事場、仕事内容は以前と変わらなかった。」「自分の給与は、C社から支
払われていたと思う。」との陳述が得られたことに加えて、2人共自身の年金
記録に空白は無いはずであるとしている。

このことから、C社では、D社の設立に際し、P部門の社員の厚生年金保険
被保険者資格を昭和43年11月11日に喪失させたものの、何らかの事情によ
り、新規適用手続及び資格取得手続が遅れたと考えるのが相当であり、D社は、
法人設立日と申立人の雇用保険資格取得日である44年2月13日に厚生年金保
険強制適用事業所としての要件を満たしていたと推認され、厚生年金保険料
は、同年1月まではC社、同年2月以後はD社において厚生年金保険料を控除
されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の社会保険事務
所の記録から、同年11月から44年1月までは1万6,000円、同年3月の社会
保険事務所の記録から、同年2月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該
事業所はともに全喪しているが、C社については、厚生年金保険被保険者資格
の喪失日と雇用保険の記録における離職日の翌日がいずれも昭和43年11月
11日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日
と記録したとは考え難く、また、D社については、上記のとおり新規適用手続
及び資格取得手続が遅れたと考えられることから、事業主は社会保険庁の記録
どおりの資格喪失日及び資格取得日を届け、その結果、社会保険事務所は、申
立人に係る同年11月分から44年2月分までの保険料について納入告知を行っ
ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後
に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、

当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は中学校を卒業してすぐの昭和 29 年 4 月 1 日から A 社に勤務したとしているが、同社の事業所別被保険者名簿の申立人が含まれるページに記載されている 20 人についてみると、年齢から中学卒業後就職したと思われる者が申立人を含め 9 人いるところ、同年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を取得した者はおらず、この 9 人の被保険者資格の取得は、全員とも入社した年の同年 9 月以降となっており、同社においては、入社後、相当の期間経過後に厚生年金保険の資格取得手続をとっていたと推定できる。

申立期間③については、申立人は昭和 31 年 3 月 1 日から 34 年 11 月ごろまで Q 市にあった R 業者である E 社に勤務していたと陳述しており、同社の所在地や近隣の店の名前等に関する申立人の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人の在籍については推定できる。しかし、E 社が厚生年金保険適用事業所であったことは確認できない上、T 県内の類似名称の事業所による適用事業所検索を行ったが、申立人の厚生年金保険加入記録は確認できなかった。また、U 組合からは、Q 市には 40 年ごろ廃業した「V 社」が存在したとの陳述が得られたが、同社についても、厚生年金保険適用事業所であったことを確認できなかった。

申立期間④については、申立人は昭和 36 年 8 月ごろから 40 年 12 月末ごろまで G 社に勤務していたと陳述しているところ、同社の後の事業主が申立人のことを記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人の在籍については推定できる。しかし、G 社の厚生年金保険新規適用年月日は 63 年 7 月 1 日と記録されているところ、事業主は同社が所在していた H 所に社会保険事務所の調査が入った際、未適用事業所が指導を受け、それを契機にこの時期に加入したと、加入の動機まで詳述しており、事業主の陳述には信憑性^{びよう}があると言わざるを得ない。また、申立人は、健康保険証を使用した記憶があり、給与明細でも厚生年金保険料と健康保険料の控除を確認していたと陳述しているものの、申立期間の厚生年金保険及び健康保険加入をうかがわせる資料及び事情等は確認できなかった。さらに、申立人の氏名及び生年月日を基に、T 県にある W と名のつくほかの事業所検索を行ったが、これら事業所においても申立人の記録は確認できなかった。

申立期間⑦については、申立人は、昭和 46 年 7 月 10 日から M 社に勤務し、50 年 3 月 21 日に系列新会社の N 社に転籍したと陳述しているところ、M 社の事業所別被保険者名簿、また、厚生年金基金及び健康保険組合がそれぞれ管理する記録においても、申立人の記録は確認できなかった。また、N 社の元事業主からは「N 社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、資格を取得するまでは M 社が同社の取り扱う商品のために派遣していた I 業務員である。これらの者については、M 社が給与を支給したのでは無く、同社が店に支払ってい

た費用を、店がI業務員に報酬として支払っていた。なお、全員M社に籍は無かった。」との陳述が得られた。

申立期間⑧については、申立人が保管していたN社の給与明細には、昭和50年7月分から厚生年金保険料の控除が確認できるが、同年の12月分に、「社会保険料預り分戻り（7、8、9、10月分）」との記載があるのに加えて、申立人が保管していた同社からの書面には、「7月分の給与より保険料を控除するが、加入できた月より正式に納付することになるので、その以前の預り金は返金する。」旨の記述がある。このことから、申立人は、同年11月分から厚生年金保険料を控除されていたと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①、③、④、⑦及び⑧の各申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③、④、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月30日に、資格喪失日に係る記録を45年11月1日に、また、B社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、44年9月から45年10月までは3万円、45年11月及び同年12月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から46年1月1日まで

C社に昭和44年3月26日に入社し、46年10月6日まで継続して勤務していた。途中、事業所が移転し、社名が「B社」に変更され、事業主も2人ほど替わったものの、C社の時の従業員はそのまま継続して勤めていた。

自分としては引き続き同じ会社に勤めていたと思っており、C社在職時には厚生年金保険に加入していたので、退職するまで継続して厚生年金保険に加入しているものと信じていたところ、社会保険庁の記録によれば、昭和44年9月30日にC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、46年1月1日にB社で被保険者資格を再取得したことになっており、喪失から再取得までの16か月間が厚生年金保険未加入とされている。

社会保険庁の調査では、未加入とされている期間は厚生年金保険適用事業所でなくなっているとのことであったが、会社が保険料を控除しながら国に納付していないことが考えられる。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人は、C社が厚生年金保険全喪（昭和44年9月30日）となった以降も、昭和45年10月31日まで同社の被保険者であったこと、及びB社が厚生年金保険新規適用（昭和46年1月1日）となる前の同年12月1日から同事業所における被保険者となっていることが確認できる。また、申立人が、申立期間において一緒に勤務していたと申し立てている複数の同僚から、「申立人とは、C社からB社まで一緒に勤務していた。」と

の陳述が得られた。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人が、申立期間において一緒に勤務していたと申し立てている複数の同僚は、申立期間のうち、一部期間においてA社（厚生年金保険新規適用：昭和45年2月2日、全喪：同年8月31日）において厚生年金保険被保険者資格を取得及び喪失しており、その後、B社が厚生年金保険新規適用となると同時（昭和46年1月1日）に申立人とともに被保険者資格を再取得していることが確認できる。

以上の事情から、申立人は、申立期間前後において同じ事業所に勤務しているものと思っていたと陳述しているところ、社会保険適用上、勤務先の事業所は、C社、A社、B社の順で移り変わっていたものと考えられる。なお、このことは、申立人の、「事業主は2人ほど替わった」との陳述とも符合する。

次に、申立期間における厚生年金保険の加入状況をみると、C社が厚生年金保険全喪となった際、申立人を含む15人が被保険者資格を喪失しているが、このうち9人がA社において継続勤務していることが確認できる。しかし、継続勤務している9人のうち、6人は厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できるが、申立人等3人は、同僚陳述又は雇用保険記録で在職はうかがえるものの、厚生年金保険被保険者名簿で名前は確認できず、厚生年金保険未加入となっている。

申立人等3人が厚生年金保険未加入となっている理由については明らかでないが、厚生年金保険加入記録のある6人については、A社の厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格喪失日が、さかのぼって訂正（昭和45年8月19日又は同年8月30日から同年4月30日に訂正）されている上、資格取得届が2回に分けて提出された状況がうかがえることから、同社が、申立人等3人について、資格得喪手続を怠っていたことに気付かなかったとは考え難い。また、厚生年金保険加入記録の無い申立人等3人については、若年の独身者と年配の妻帯者であり、A社が特定の条件の者（若年者・独身者等）だけを厚生年金保険に加入させない扱いをしていたとも考え難い。

これらの事情を勘案すると、A社では、厚生年金保険加入記録のない申立人等3人については、意図的に厚生年金保険資格の取得手続を行っていなかったものと推測される。

一方、A社において厚生年金保険加入記録の無い申立人等3人のうち1人の同僚から、「昭和44年9月30日（C社の厚生年金保険全喪日）以後も45年の春ごろまで継続して働いていた。一人娘の誕生日が44年*月*日であるのでよく覚えている。給料は2万7,000円から3万円ぐらいもらっていた。C社からA社に替わっても金額の変動は無かった。」との陳述を得た。また、当該同僚の陳述している給与の金額は、当該同僚がC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した時の標準報酬月額（3万円）と符合することが認められる。さらに、当該同僚は、A社を退職したのは45年春ごろと陳述しているところ、同社が厚生年金保険適用事業所となったのは、同年2月2日であることから、同社では、当該同僚について厚生年金保険適用事業所となった後も資格取得手続

を行っていないことが推測される。

以上の事情を総合すると、A社では、C社から移行後厚生年金保険適用事業所となる前から従業員より厚生年金保険料を控除しており、適用事業所となった以後は、このうち何らかの事情により被保険者とせざるを得ない者だけ被保険者資格取得の届出を行っていたと考えるのが相当であるところ、昭和46年1月25日（B社の厚生年金保険新規適用後）付けで複数名の被保険者資格がさかのぼって喪失させられていることも踏まえると、申立人は、申立期間において継続して厚生年金保険料を控除されていたと認められる。なお、申立人に係る事業所別の被保険者期間については、雇用保険の記録から、C社の厚生年金保険の全喪日である44年9月30日から同社離職日の翌日の45年11月1日までをA社の、同年11月1日から46年1月1日までをB社の被保険者期間とすることが相当と考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の、「C社全喪後も給与の金額は変わらなかった。」との陳述から、昭和44年9月から45年10月までは同社における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額である3万円、同年11月及び同年12月はB社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額である5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和44年9月30日から45年2月2日までの期間及び同年8月31日から同年11月1日までの期間、B社は同年11月1日から46年1月1日までの期間について、適用事業所としての記録が無いが、上記の従業員数の推移などを踏まえると、両社とも当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る厚生年金保険加入記録が全く確認できず、事業主が被保険者資格取得の届出を意図的に行っていなかったと考えられることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年9月から45年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年4月1日から同年5月7日まで
② 昭和31年7月30日から同年8月1日まで

A社における厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、昭和31年4月1日から同年5月7日までの期間(申立期間①)及び同年7月30日から同年8月1日までの期間(申立期間②)が未加入とされていた。

A社には、昭和31年4月1日付けで、本社C部の正規社員として入社し、平成5年12月31日まで途切れること無く勤務した。申立期間中は入社後1か月弱本社で研修を受け、31年4月25日ごろからB支社で勤務し、同年8月ごろにD支社に転勤した。

同じく本社C部の正規社員として同期で入社した同僚2人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和31年4月1日となっている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和31年5月7日にA社B支社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月30日に被保険者資格を喪失した後、同年8月1日に同社D支社で被保険者資格を再取得していることが認められる。

一方、申立人が提出したA社従業員名簿の発令履歴及び雇用保険の記録によれば、申立人の入社日(雇用保険被保険者資格取得日)は昭和31年4月1日、

退職日（離職日）は平成5年12月31日となっており、申立期間において継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人が同期学卒入社としている同僚2人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和31年4月1日であることが確認できることに加え、当該同僚2人から、「申立人とは、昭和31年4月入社時の研修で一緒だった。」との陳述が得られた。

さらに、A社から、「従業員名簿を確認したところ、申立人は昭和31年4月1日から社員として採用していたことは間違いないと思う。申立期間における申立人に係る厚生年金保険料の徴収及び納付については不明だが、被保険者資格取得手続の有無にかかわらず、社員として採用している以上、給与計算事務上は、保険料を徴収していたものと推測できる。」との陳述が得られた。

なお、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和31年5月7日となっていることについて、同期入社と同僚は研修終了後もA社本社に残ったが、申立人は研修終了後同社B支社に赴任しており、同支社赴任時期を被保険者資格取得日とした可能性がある。また、従業員名簿の発令履歴によれば、申立人の同社D支社への異動発令日は、同年5月26日となっているが、D支社の厚生年金保険新規適用は、同年6月1日となっており、申立人は、「発令後もしばらくの間は完全にD支社に移っておらず、B支社との間を行ったり来たりしていた。」と陳述している。

以上の事情から、申立人は、申立期間においてA社B支社に勤務していたことが確認でき、厚生年金保険加入記録のある期間との勤務の継続性が認められることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時（昭和31年5月7日）の記録から1万円、申立期間②については、申立人の被保険者資格喪失時（昭和31年7月30日）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務に履行については、事業主は納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和32年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月31日から同年2月1日まで

昭和26年4月1日にA社に入社し、62年5月1日に退職するまで、1日の空白も無く勤務していた。

B社からC支社に転勤した際、昭和32年1月の1か月間が厚生年金保険未加入とされている。

申立期間は、転勤に伴う赴任期間中で、A社に在職していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは、雇用保険の記録から認められる。

また、A社から提出された申立人の在籍記録によれば、申立人は、昭和26年4月から31年12月までA社B支社に在籍し、32年1月から同社C支社に異動したことになっており、厚生年金保険加入記録と異なっているが、申立人は、「C支社の赴任日は昭和32年2月1日で間違いなし。同年1月24日から1週間程度の赴任期間を経てC支社へ移ったと思う。」と陳述している。

なお、社会保険庁の記録により、赴任期間中はA社B支社の厚生年金保険被保険者期間であったものと認められる。

以上の事情から、申立人については、何らかの理由によりA社B支社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が誤って届けられ、申立期間について厚生

年金保険加入記録が失われたものの、同一社内の支社間異動であり、申立期間中の継続勤務が認められることから、厚生年金保険料も事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社の厚生年金保険被保険者資格喪失時の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和32年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から54年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から54年8月まで

昭和49年6月にA社を退職後、B市役所へ赴いて、国民年金の加入手続を行い、その際、以後の年金について相談し、加入期間を試算してもらった資料を所持している。

また、昭和50年2月に法人を設立したが、1人のみであったので厚生年金保険には加入せず、54年9月に厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入していた。

申立期間の国民年金保険料については、妻と顧問税理士に任せていたので、保険料納付に関する細かい記憶は無いが、確かに国民年金に加入し保険料を納付していた。

申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月にA社を退職後、国民年金の加入手続を行い、54年9月に厚生年金保険の被保険者資格取得するまで、国民年金保険料を納付していたとしている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格は、昭和45年3月1日に取得、46年12月26日に喪失となっており、以後、再取得した形跡は見当たらないことのほか、申立人が所持している国民年金手帳を見ても、同様の資格の取得及び喪失日となっていることから、申立期間に係る国民年金は未加入期間となっていることが確認できる。また、同時に保険料を納付していたとする申立人の妻の特殊台帳をみても、国民年金被保険者資格の取得及び喪失は申立人と同日となっており、申立期間に係る期間について、同様に未加入期間となっていることが確認される。

さらに、申立人は保険料納付について、「妻及び顧問税理士に任せていたため、保険料の納付に関する細かい記憶は無い。」としていることから、具体的な納付状況等が不明である。

このほか、別の年金手帳記号番号による納付の可能性について確認するため、氏名検索を行ったほか、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる形跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立人が所持する資料については、内容を確認したところ、申立期間当時に記されたものではないものと考えられ、申立人の陳述とは符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から58年7月までの期間及び平成3年12月から5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から58年7月まで
② 平成3年12月から5年1月まで

私は、申立期間①については、学校卒業の後、会社を1年間で退職した昭和56年3月に、父親から教えられ、健康保険は任意継続、厚生年金保険は国民年金への切替手続を自分で行った。

その後、昭和56年7月又は同年8月に別会社に再就職したが、当初はその会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、58年8月に適用事業所となるまで、引き続き毎月A市役所の窓口で保険料を支払い続けていた。

また、申立期間②については、会社を退職し、独立して会社を興した当初の期間であり、自分で国民年金への再加入手続を行い、平成5年2月にその会社が厚生年金保険適用事業所となるまで支払い続けていた。

毎月の保険料納付は、私が仕事で地元を離れることが多かったことから、主に父親が行ってくれていた。

天災により自宅が被害を被ったため、納付を証明するものは全く無くなってしまったが、きちんと手続をして、支払っていたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

A市保有の国民年金手帳記号番号払出簿及び被保険者名簿をみると、申立人の手帳記号番号は昭和61年8月5日に払い出され、同年8月1日付けで初めて第1号被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、申立人所持の年金手帳の記録と一致している。

この手帳記号番号払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は制度上納付することはできない期間に当たる。

そこで、申立期間①の保険料納付を可能とする別の手帳記号番号の払出しの可能性について、申立人が当時居住していたA市及びB社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の内容をすべて調査したほか、各種氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

次に、申立人は、申立期間②の国民年金への再加入手続を自分で行い、国民年金保険料は主に父親が納付していたと申し立てているところ、申立人所持の年金手帳及びA市の被保険者名簿をみると、申立人は昭和64年1月1日付けで第1号被保険者資格を喪失したままとなっており、適切に資格の取得及び喪失手続を行ったとする申立内容とは符合しないほか、申立期間②は国民年金の未加入期間となっているため、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、自身又は父親が保険料を納付したとする具体的な納付金額等の記憶があいまいである上、納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年3月まで

私は、昭和34、35年ごろから、A市でB業務会社を自営しており、会社に食事を作りに来てもらっていた当時72歳の女性の勧めで、38年ごろに妻と一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続をした。

加入手続時、その女性から1年さかのぼって国民年金に入っておいたようにしておくと言われたことを覚えている。その女性の名前は忘れてしまったが、工場の近所に住んでいて、C委員をしていると言っていた。

加入当初は、妻が、その女性に保険料(月当たり100円)を夫婦二人分納付して領収書のような紙をもらったと思う。ある程度の期間継続してその女性に保険料を納付していたと思うが、いつも会社に来てもらっていたので、どのくらいの頻度であったかは覚えていない。

今も所持している国民年金手帳は、その女性からもらったと思うが、いつごろだったかはよく覚えていない。

14年ぐらい前から何回も調べてもらっているが、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人所持の手帳をみると、申立人の年金手帳記号番号は昭和44年9月17日に夫婦連番で払い出され、同年10月11日付けで国民年金手帳が発行されていることが確認でき、この時点において、41年12月以前の保険料は制度上納付することができず、42年1月から44年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったが、申立人及びその妻は、いずれも過去の保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立人及びその妻の保険料収納記録をみると、国民年金に加入した後の昭和45年4月以降の保険料については、夫婦二人共現年度納付していることが確認できることから、申立人及びその妻の保険料納付は手帳記号番号払出後の昭和45年度から始まったと考えるのが自然である。

さらに、当時納付していたとする申立人の妻は、保険料納付の際、集金人から領収書のような紙をもらったと陳述しているが、昭和44年当時、保険料収納は集金人による印紙検認方式が通例であったところ、何らかの事情により集金人に納付できない者については、過年度用の国庫金納付書による納付も一部認められていたものの、申立人及びその妻は日ごろから顔をあわせていた集金人に会社へ集金に来てもらっていたと申し立てていることから、当該納付書により納付したと考えることには矛盾が生ずる。

加えて、申立期間の保険料を集金人に納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、それをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年3月まで

私は、昭和38年ごろ、A市で夫が自営していたB業務会社に食事を作り
にきてもらっていた当時72歳の女性の勧めで夫と一緒に夫婦二人の国民年
金の加入手続をした。

加入手続時、その女性から1年さかのぼって国民年金に入っておいたよ
うにしておくと言われたことを覚えている。その女性の名前は忘れてしまっ
たが、工場の近所に住んでいて、C委員をしていると言っていた。

加入当初は、私が、その女性に保険料（月当たり100円）を夫婦二人分
納付して領収書のような小さな紙をもらったと思う。ある程度の期間継続し
てその女性に保険料を納付していたと思うが、いつも会社に来てもらって
いたので、どのくらいの頻度であったかは覚えていない。

今も所持している国民年金手帳は、その女性からももらったと思うが、い
つころだったかはよく覚えていない。

14年ぐらい前から何回も調べてもらっているが、申立期間について未納
とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人所持の手帳をみると、申立人の年金
手帳記号番号は昭和44年9月17日に夫婦連番で払い出され、同年10月11
日付けで国民年金手帳が発行されていることが確認でき、この時点において、
41年12月以前の保険料は制度上納付することができず、42年1月から44年
3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったが、申立人及びその夫は、
いずれも過去の保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いと陳述し
ている。

また、申立人及びその夫の保険料収納記録をみると、国民年金に加入した後の昭和45年4月以降の保険料については、夫婦二人共現年度納付していることが確認できることから、申立人及びその夫の保険料納付は手帳記号番号払出後の昭和45年度から始まったと考えるのが自然である。

さらに、当時納付していたとする申立人は、保険料納付の際、集金人から領収書のような紙をもらったと陳述しているが、昭和44年当時、保険料収納は集金人による印紙検認方式が通例であったところ、何らかの事情により集金人に納付できない者については、過年度用の国庫金納付書による納付も一部認められていたものの、申立人及びその夫は日ごろから顔をあわせていた集金人に会社へ集金に来てもらっていたと申し立てていることから、当該納付書により納付したと考えることには矛盾が生ずる。

加えて、申立期間の保険料を集金人に納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、それをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、41年1月から46年3月までの期間、47年7月から48年3月までの期間及び同年10月から平成7年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和41年1月から46年3月まで
③ 昭和47年7月から48年3月まで
④ 昭和48年10月から平成7年11月まで

私の国民年金の加入手続は母が行ってくれ、国民年金保険料は結婚するまでは母が納付し、結婚後は妻が納付していた。しかし、申立期間の保険料が未納とされており納付できない。特に、昭和48年10月以降の保険料は納付書で納付しており、請求のあった保険料は必ず納付していたはずであるので、平成7年11月分まで全く納付記録が無いことはあり得ない。

国民年金保険料の領収書等は平成12年ごろに処分してしまったが、申立期間の保険料は納付していたはずであるので、納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続は母親が行ってくれ、昭和40年8月に結婚する前の申立期間①の保険料については母親が、また、結婚後の申立期間②、③及び④の保険料については妻が納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は36年6月9日に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度から40年度までの印紙検認記録欄をみると、申立期間①の全期間及び申立期間②のうち、昭和41年1月から同年3月までの検認印が押されておらず、当該期間の保険料が過年度納付されている周辺事情等も見当たらなかった。

また、申立期間④について、申立人の特殊台帳により昭和 49 年度及び 51 年度から 53 年度までの未納保険料について社会保険事務所が納付勧奨や催告を行っている記録が確認できることから、市役所から納付書が送られてきた場合に必ず納付していたとは考えられず申立内容と符合しない。

さらに、申立期間④は 266 月の長期間であるが、納付していたにもかかわらず金融機関、市役所及び社会保険事務所において連続して保険料収納に係る事務的過誤が継続していたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立人の保険料納付を担っていたとする母親は既に死亡しており、申立人の妻も病気であるため納付をめぐる事情等について具体的な供述を得ることができなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらず、このほか、申立期間①、②、③及び④の保険料納付をうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月及び同年10月

私は、平成4年8月にそれまで勤めていた会社を退職した。その時には厚生年金保険から国民年金への切替手続は行わなかったが、同年11月から次の会社に勤務し始めたころ、自宅に来た社会保険事務所の職員から申立期間の国民年金保険料の納付書を受け取った。その保険料は1か月1万円ぐらいだったと思う。翌年1月に職場の近くにある銀行の窓口で保険料を納付した。

しかし、申立期間が未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年8月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金への切替手続を行っていないものの、自宅に来た社会保険事務所の職員から申立期間の国民年金保険料の納付書を受け取り、それにより銀行で保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は平成15年10月1日であり、申立期間において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に対して申立期間に係る納付書が発行されたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、申立期間当時、社会保険事務所が国民年金保険料の納付勧奨を行うのは保険料の長期未納者等に限られていたが、申立人は国民年金の加入手続を行っていない上、厚生年金保険の資格を喪失した2か月後に再度資格を取得していることから、申立人に対し国民年金保険料の納付勧奨が行われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から54年12月まで

平成19年、A社会保険事務所で年金記録を調べたところ、特例納付した期間が未納とされておりがく然とした。

昭和55年の年初に国民年金に加入する際、市の職員に20歳までさかのぼって納付する方法を尋ねたところ、特例納付という制度があり今それができる時期であると教えてもらった。なぜ、記憶しているかという、特例納付の保険料額は月額4,000円で、当時の保険料額である月額3,300円よりも高くなるといわれたからである。

一括納付した金融機関はB銀行C支店であり、未納期間に当たる53か月に4,000円を乗じた額を支払った。

友人に特例納付のことを話したことを覚えているし、その友人も聞いた覚えがあると言っている。また、妻にも、国民年金を20歳にさかのぼって納付したことを話している。

昭和50年8月から54年12月までの保険料を特例納付により支払ったのに未納とされているのは理解できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年の年初に市の職員から特例納付の実施期間中であることを教えてもらい20歳にまでさかのぼって保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかないとして申し立てている。

まず、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月10日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、申立てにあるように特例納付が可能な時期である。

しかし、申立人は、特例納付について市の職員と交わした会話の内容につ

いて、月額 4,000 円ということを教えてもらったということ以外の具体的な記憶は無いとしている。

また、申立期間は特例納付により納付する期間のほか、過年度納付により納付する期間及び現年度納付により納付する期間に区分され、特例納付を含む過年度納付は社会保険庁発行の納付書により、一方、現年度納付は市の発行する納付書によることとなり、納付に当たっては少なくとも 2 種類の納付書が発行されることとなるが、納付書の交付を受けたのか否かも含め申立人の納付方法をめぐる記憶はあいまいである。

さらに、申立人の友人の納付記録をみると、特例納付期間終了後の昭和 56 年 12 月の時点で過年度納付が可能な時期までさかのぼって納付していることが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、お互いに 20 歳までさかのぼって納付したとする申立人及びその友人の陳述とは符合しない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事業も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで
母が国民年金への加入手続を行い保険料を納付してくれていた。
私の納付記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が国民年金への加入手続を行い、保険料も納付してくれていたのに、納付記録が未納とされていることに納得がいかないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、大学在学中の平成3年7月2日に払い出され、それまでは任意加入であった学生についても強制加入被保険者となった同年4月1日にさかのぼって資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できる。

しかし、任意加入となる期間にさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号によることとなるため、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の保険料の納付等を行っていたとする申立人の母は、申立人の国民年金への加入時期及び保険料額についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

私は、制度が発足した当初から自ら進んで国民年金に加入した。

申立期間①の保険料については集金人に支払ったことを、また、申立期間②の保険料については昭和39年にまとめて支払ったことを覚えている。

申立期間について、夫の分は納付済みとなっている。保険料は夫婦二人分をまとめて私が支払っており夫婦二人分のどちらかが抜けるということは考えられない。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について夫婦で一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとしており、夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず自身の分が未納であることに納得できないとして申し立てている。

そこで、夫婦の国民年金への加入時期をみると、夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和37年12月10日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、申立期間①の保険料については特例納付を含む過年度納付によることとなるが、申立人は、過年度の保険料を取り扱っていなかった集金人に納付したとしている上、申立人が過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。また、申立人が所持している年金手帳によれば、この期間について、印紙検認記録欄に検認の押印は認められない上、申立人が集金人に現年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、申立期間②について、申立人は昭和39年に一括して1年分の保険

料を納付したと陳述しているものの、保険料の納付場所、納付額、納付方法等納付時の記憶が曖昧である上、年金手帳の印紙検認記録欄に検認の押印が認められないなど、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、これら申立期間について納付済みとなっている申立人の夫の納付状況を見ると、申立人の夫は、この申立期間を含め、過去の未納分のうちの 39 か月分の保険料を昭和 54 年 5 月に特例納付していることが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、申立期間①については集金人に、申立期間②については 39 年に一年分を一括して納付したとする申立人の陳述とは符合しない。また、申立人の夫が特例納付する時点において納付済期間が 135 か月であり、その後満 60 歳に到達するまでの期間が 126 か月であることから、年金受給権を確保するために特例納付をしたものと推測されるところ、申立人については、特例納付の必要が無かったことから、当該期間は未納となって、夫婦の納付期間が異なることになったものと思料される。

その上、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

昭和40年10月から43年3月までA共済の組合員であったが、当時、自分が共済組合に加入していることを知らなかったため、41年4月に市役所の国民年金担当者に勧められて国民年金に加入し、同年4月から42年3月までの保険料をまとめて納付した。

その後、A共済の組合員であることを知ってからは、国民年金保険料の納付を保留していた。共済組合に関しては昭和43年4月30日付けで退職し、脱退一時金を受け取った。

国民年金については、記録は還付になっているそうだが、自分から還付請求をした覚えは無く、銀行振込でも現金でも受け取った記憶は無く、年金手帳に還付記録欄があるが、そこにも記入されていない。

申立期間について、還付記録を訂正し、保険料納付済期間として認め、国民年金の年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金とA共済組合に重複して加入していた期間の国民年金保険料について、還付を受けた記憶は無いため、還付記録を訂正し国民年金保険料の納付済期間として認めてほしいと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付記録等をみると、申立期間については、国民年金及びA共済組合との重複加入が確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、B市（当時の）の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳のいずれも、申立期間の国民年金保険料である1,500円については、昭和43年1月30日に還付された旨記載されており、記載内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、社会保険庁によると、当時国民年金の被保険者がほかの年金制度と重複して加入していた場合、申し出が無い限り重複していることは把握できないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を還付されていないことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで
義母に知人の集金人を紹介されて、夫婦二人で国民年金に加入した。
私が夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付しており、手帳は集金人が預かってくれていた。
加入した昭和41年6月のみ、同年4月分までさかのぼって、2か月分を納付した覚えがある。
国民年金に加入したのは結婚当初のことであり、夕方に集金人が収納に来ていたことも覚えており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、昭和45年3月26日に発行されていることが確認でき、この場合、申立期間のうちの41年4月から42年12月までの間の保険料は、制度上納付することができない上、43年1月から44年3月までの期間は過年度納付することとなるが、申立人は、過年度保険料を取り扱っていなかった集金人に納付していたとしている上、申立人が過年度保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立人の夫の納付記録をみると、昭和50年12月に41年4月から44年3月までの期間の保険料を特例納付していることが確認でき、夫婦二人分を一緒に41年6月に同年4月までの2か月分をさかのぼって納付し、その後は毎月集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和44年度から46年度までの間の印紙検認記録欄には納付があったことを示す検認印が確認できるが、申立期間の一部に当たる42年度及び43年度の印紙検認記録欄には検認印は見ら

れない。

加えて、申立人の所持する年金手帳は、昭和45年3月26日及び47年4月1日に発行された2冊だけであるとしている上、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め氏名の別読み検索等を行ったが、ほかの手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から59年9月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から59年9月まで
年金手帳に「初めて被保険者となった日、昭和46年7月13日」となっており、国民年金に加入し、父が私の国民年金保険料を支払ってくれていたはずなのに、申立期間が未納とされているのはおかしい。同居していた両親の年金記録があり、また兄の国民年金保険料も父が納付していたのに私の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年7月以降、同居していた父親が国民年金保険料を継続して納付してくれていたと申し立てている。

そこで申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和59年7月10日であることが相手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。

また、払出時期において申立期間のうち、昭和46年7月から57年3月までの期間の保険料は制度上納付できず、同年4月から59年3月までの期間の保険料は、過年度納付が可能であることが分かる。

しかし、申立人が所持している昭和57年4月から59年3月までの期間（2年分）の納付書・領収証書をみると、領収印が無く、さらに、申立期間、申立人と同居していた両親および長兄の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、41年9月30日に連番で払い出されていることが確認できるが、次兄および妹については、国民年金に加入した記録が見当たらない。

また、申立人は国民年金加入及び保険料の支払いには関与しておらず、納付に関与していた申立人の父親は既に死亡していることから申立期間当時の納付状況の把握は困難である。

さらに、申立人が所持している父親の確定申告書控えのうち、国民年金保険料の支払いが確認できる昭和46年と47年の確定申告書控えをみると、社会保険料控除（国民年金保険料）の額は二人分であることから、父と母の二人分の保険料であると考えるのが自然である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者は無かった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から57年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から57年6月まで

社会保険事務所に対して、夫婦二人の国民年金付加保険料記録について照会したところ、昭和57年6月以前の付加保険料の納付事実は確認できないとの回答があった。

国民年金保険料については、私が毎月、A市役所の窓口で夫婦二人分を納めていたところ、ある日、窓口の職員から付加保険料の制度ができたことを教えられ、その場で当初の夫婦二人分の付加保険料として計800円を支払い、それ以降も毎月、市役所で定額保険料と併せて納めていた。また、保険料の支払いをA金融機関の口座振替とした昭和50年4月以降も、定額保険料に併せて引き落としされているはずである。

私が65歳になった時、市役所で自分の年金額を問い合わせたところ、付加保険料の納付月数が321月あるとする書面の提供も受けているのに、付加保険料納付記録が昭和57年7月からしかなく、私の納付月数が189月で、夫が171月しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加年金制度が発足した昭和45年10月ごろに、A市役所で夫と共に付加年金の加入手続きを行い、同年10月から50年3月までは毎月市役所で、同年4月以降は口座振替により、定額保険料と付加保険料とを併せて納付していたと申し立てている。

そこで、特殊台帳及び市に現存する被保険者名簿をみると、申立人夫婦の付加年金への加入年月日は昭和57年7月17日であり、また、所持している国民年金手帳に記載されている申出年月日も同日であることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、自身の付加保険料の納付月数が321月あるとする市作成の書面を記録訂正の有力な根拠としているところ、同書面（受給相談画面のハードコピー）の基データは、市が平成元年度に被保険者名簿を電算化した後の収納履歴情報記録であると考えられ、同記録をみると、申立人の付加保険料の納付月数は確かに321月となっており、ちなみに夫の納付月数も267月となっている。

しかし、同記録における夫婦それぞれの納付月数の内訳を精査したところ、付加年金制度の開始は昭和45年10月であるにもかかわらず、申立人の記録は、36年4月から47年3月まで（132月）及び57年7月から平成10年3月まで（189月）の計321月、夫の記録は、昭和39年4月から47年3月まで（96月）及び57年7月から平成8年9月まで（171月）の計267月と、制度上あり得ない月が含まれており、さらに、加入年月日を示す「付加入」欄は、夫婦共「S 57. 7」となっていることも確認できることから、前半部分の付加保険料の納付を示す記録は電算化の際の入力誤りであると考えることが自然であり、市担当者もその可能性が高いことを認めている。

また、申立人夫婦は、昭和50年4月分から夫名義のB金融機関の預金口座振替により保険料を納付しているが、申立期間のうち、現存する預金出金記録（昭和50年4月分から54年6月分まで）をみたところ、国民年金保険料振替額は、金額的にみて3か月ごとの夫婦二人分の定額保険料額しか確認できなかった。

さらに、ほかに申立期間における付加保険料納付をうかがわせる関連資料が無く、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から57年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から57年6月まで

社会保険事務所に対して、夫婦二人の国民年金付加保険料記録について照会したところ、昭和57年6月以前の付加保険料の納付事実は確認できないとの回答があった。

国民年金保険料については、妻が毎月、A市役所の窓口で夫婦二人分を納めていたところ、ある日、窓口の職員から付加保険料の制度ができたことを教えられ、その場で当初の夫婦二人分の付加保険料として計800円を支払い、それ以降も毎月、市役所で定額保険料に上乘せして納めていた。また、保険料の支払いをB金融機関の口座振替とした昭和50年4月以降も、定額保険料に併せて引き落としされているはずである。

妻が65歳になった時、市役所で自分の年金額を問い合わせたところ、付加保険料の納付月数が321月あるとする書面の提供も受けているのに、付加保険料納付記録が昭和57年7月からしかなく、妻の納付月数が189月で、私が171月しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、付加年金制度が発足した昭和45年10月ごろに、A市役所で申立人と共に付加年金の加入手続を行い、同年10月から50年3月までは毎月市役所で、同年4月以降は口座振替により、定額保険料と付加保険料とを併せて納付していたと申し立てている。

そこで、特殊台帳及び市に現存する被保険者名簿をみると、申立人夫婦の付加年金への加入年月日は昭和57年7月17日であり、また、所持している国民年金手帳に記載されている申出年月日も同日であることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の妻は、自身の付加保険料の納付月数が 321 月あるとする市作成の書面を記録訂正の有力な根拠としているところ、同書面（受給相談画面のハードコピー）の基データは、市が平成元年度に被保険者名簿を電算化した後の収納履歴情報記録であると考えられ、同記録をみると、妻の付加保険料納付月数は確かに 321 月となっており、ちなみに申立人の納付月数も 267 月となっている。

しかし、同記録における夫婦それぞれの納付月数の内訳を精査したところ、付加年金制度の開始は昭和 45 年 10 月であるにもかかわらず、妻の記録は、36 年 4 月から 47 年 3 月まで (132 月) 及び 57 年 7 月から平成 10 年 3 月まで (189 月) の計 321 月、夫の記録は、昭和 39 年 4 月から 47 年 3 月まで (96 月) 及び 57 年 7 月から平成 8 年 9 月まで (171 月) の計 267 月と、制度上あり得ない月が含まれており、さらに、加入年月日を示す「付加入」欄は、夫婦共「S 57. 7」となっていることも確認できることから、前半部分の付加保険料の納付を示す記録は電算化の際の入力誤りであると考えることが自然であり、市担当者もその可能性が高いことを認めている。

また、申立人夫婦は、昭和 50 年 4 月分から申立人名義の B 金融機関の預金口座振替により保険料を納付しているが、申立期間のうち現存する預金出金記録（昭和 50 年 4 月分から 54 年 6 月分まで）をみたところ、国民年金保険料振替額は、金額的にみて 3 か月ごとの夫婦二人分の定額保険料額しか確認できなかった。

さらに、ほかに申立期間における付加保険料納付をうかがわせる関連資料が無く、周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から50年8月まで

私は、夫の実家の店を手伝っていた昭和50年8月ごろ、義母が店の計理士に国民年金が特例納付期間でさかのぼって納付できることを聞き加入を勧めてくれた。

義母にお金を出してもらい自分でA市役所に行き、昭和40年12月までさかのぼって資格を取得して、特例納付の手続もしてもらい市役所でまとめて10万数千円を支払った。

保管している昭和50年度の領収書には、第1期（4月から6月までの分）に納付不要の印があり、これより前の保険料は一括納付が認められていると思っていた。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月ごろにA市で国民年金の加入手続（任意加入）を行い、同時に40年12月から50年8月までの保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和50年9月23日に任意加入手続を行っていることが市の被保険者名簿から確認でき、加入時点は第2回目の特例納付実施期間（昭和49年1月1日から50年12月31日まで）中であることが分かる。

また、市の被保険者名簿をみると、昭和50年9月以前に国民年金に加入した記録が無く、申立人が所持している年金手帳にも初めて国民年金の被保険者となった日が同年9月23日と記録されていることが分かる。

これらの状況から、A市は、昭和50年9月23日に申立人の国民年金の任意加入手続を行ったが、同年9月以前に申立人に強制加入期間があることを認識

していなかったことから、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 40 年 11 月の同年翌月を国民年金被保険者（強制加入）資格取得日としなかったと考えることが自然であり、そうであるならば、申立人の国民年金加入手続時に併せて特例納付の申込みを受け付けたとは考え難い。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年12月までの期間及び61年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から60年12月まで
② 昭和61年2月から同年9月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和58年5月ごろに、父が市役所でしてくれた。同年12月又は59年1月に大学を中退した後すぐに、父の経営する事業所に就職した。私の国民年金保険料は、父が納付書又は小切手により納付していた。上記期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年5月ごろに、父親が国民年金の加入手続を行い、同年5月以降61年9月までの国民年金加入期間の保険料を父親が継続的に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険の加入時期をみると、昭和62年4月25日であることがA市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立内容と符合しない。また、加入時点において、申立期間のうち、58年5月から60年3月までの保険料は制度上納付することができず、同年4月から同年12月までの期間、61年2月及び同年3月の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

また、申立人の父親が所持している取引銀行の当座勘定元帳をみると、申立期間のうち昭和58年9月から60年12月までについては、二人分の保険料が小切手で支払われていることが確認できるが、同期間の申立人の父親及び母親の納付記録をみると、二人共納付済みとされていることから、当座勘定元帳の記録は、申立人の父親及び母親の保険料納付を示すものと考えることが自然である。

さらに、申立人は、申立期間②直後の昭和61年10月から62年3月まで(6

か月)の保険料を63年11月から平成元年4月にかけて毎月過年度納付していることが市の被保険者名簿から確認でき、少なくとも昭和63年11月当時、61年10月から62年3月までの保険料は未納であったことが分かる。

加えて、厚生年金保険加入期間と重複したことにより保険料の還付充当を受けている昭和61年1月分の保険料についても当初未納であったことが分かる。

そのほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から49年8月まで

私は昭和38年に結婚してA市に住んでいたが、長女の病気治療をするため、41年4月ごろB市の私の実家に家族で転居し転入届を同年10月に行った。祖母、両親、妹と一緒に生活していたころ、同じ地域に住んでいた集金人からサラリーマンの妻になったのであれば将来のため国民年金に加入した方が良く強く勧められた。この集金人は、地域の活動に積極的な方でC委員でもあり地域住民からも信頼された方だったので、私は断る理由も無く、また母からも同様に加入を勧められたので国民年金に加入することとした。

国民年金保険料は、私が加入後自宅に来てくれた集金人に3か月ごとに納付した。昭和46年ごろに、集金人が別の人に替わったが、保険料の納付は以前と同じように納入カードに領収印を押し、年金手帳にも印紙を貼った上でスタンプを押す方法であった。

保険料は、当初1月分が200円で、その後年々上がり400円、500円ぐらいになり、昭和49年になったころは900円だった。

確かに集金人に保険料を欠かさず納付したので、申立期間も納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親等と一緒に暮らしていた昭和42年ごろに、同じ地域の集金人及び申立人の母親から国民年金の加入を勧められて国民年金に任意加入し、その後集金人に保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は49年10月に払い出され、任意加入被保険者資格を同年9月6日に取得していることが社会保険庁の記録により確認でき、この年金手帳記号番号払出時点では、申立期間は未加入期間であり制度上、保険料を納

付することができない。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容調査及び氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当らなかった。

さらに、申立人が陳述する納付方法により保険料の集金が行われていたことは、近隣住民が保管する保険料納入カード等から確認できるものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年3月まで

私は、会社を退職して自営を始めてから2年ぐらいが経った昭和53年10月ごろ、A市にあったB社会保険事務所において夫婦二人の国民年金加入手続をした。その折、窓口の人に「2年間の未納分を支払っていただきます。」といわれたのを覚えている。

未納分の国民年金保険料は、夫婦二人分を私が銀行で支払った。支払った回数までは覚えていないが、何回かに分けて、一回当たり一人3か月分9,900円の保険料を夫婦二人分一緒に支払った。

保険料は全部支払ったはずなのに、未納とされていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したとしているところ、申立期間の保険料を納付していたことが確認できる関連資料（家計簿、確定申告書控え等）が無い上、申立人は申立期間の納付書をいつ、どこで受け取ったかについての記憶も曖昧であるほか、申立期間直後の昭和53年4月から同年9月までの期間及び平成9年2月の保険料を過年度納付していることなども覚えておらず、保険料納付の詳細は不明である。

また、申立人が納付したとする夫婦二人分の保険料額は、申立期間の実際の保険料額と大きく異なっている。

さらに、申立人は、昭和54年4月から55年3月までの期間の保険料を3か月ごとに現年度納付していることが社会保険庁の記録から確認でき、この期間の3か月ごとの保険料額と申立人がさかのぼって3か月ごとに納付したとする金額とが合致しており、申立人は、申立期間の保険料納付と54年度の保険料

納付とを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間は 25 か月と比較的長期間である上、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年3月まで

夫が会社を退職して自営を始めてから2年ぐらいが経った昭和53年10月ごろ、夫がA市にあったB社会保険事務所において、夫婦二人の国民年金加入手続をした。その折、夫が窓口の人に「2年間の未納分を支払っていただきます。」といわれ、未納期間について夫婦二人の国民年金保険料を夫が銀行で納付した。

未納分の保険料については、支払った回数までは覚えていないが、何回かに分けて、一回当たり一人3か月分9,900円の保険料を夫婦二人分一緒に夫が支払った。

保険料は全部支払ったはずなのに、未納とされていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立期間を含む申立人の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間の保険料を納付していたことが確認できる関連資料（家計簿、確定申告書控え等）が無い上、申立人は、保険料の納付について直接関与しておらず、また、その夫は申立期間の納付書をいつ、どこで受け取ったかの記憶が曖昧であるほか、昭和53年4月から同年9月までの期間及び平成9年2月の保険料を過年度納付したことも覚えておらず、保険料納付の詳細は不明である。

また、申立人の夫が納付したとする夫婦二人分の保険料額は、申立期間の実際の保険料額と大きく異なっている。

さらに、申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間の保険料は3か月ごとに現年度納付されていることが社会保険庁の記録から確認でき、この期間

の3か月ごとの保険料額と申立人の夫がさかのぼって3か月ごとに納付したとする金額とが合致しており、申立期間の保険料納付と昭和54年度の保険料納付とを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間は25か月と比較的長期間である上、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2194

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月

私は平成9年6月に会社を退職後、すぐに妻と二人でA市役所に赴いて国民年金と国民健康保険の手続を行った。A市役所の国民年金課窓口では、妻の国民年金被保険者資格の種別変更と自分の国民年金加入手続をし、その時に妻の保険料と自分の保険料を一緒に納付した。

平成9年6月の妻の分の保険料は納付されているのに、自分の保険料が納付とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年6月21日に会社を退職した後、すぐにA市役所において自身の国民年金加入手続を行い、同時に妻の国民年金被保険者の種別変更を行い、その場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が国民年金に加入した記録は、A市及び社会保険庁の記録においても確認できなかった。

また、複数の氏名別読み検索を行ったが、申立人に基礎年金番号以外の年金番号の払出しは確認できなかった。

さらに、申立人の妻の平成9年6月分の保険料が10年1月13日に納付されていることが社会保険庁の記録により確認でき、このことは9年6月に夫婦二人の保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人は市の国民年金課窓口で保険料を納付したとしているところ、A市では平成9年当時国民年金課窓口で保険料を収納することは無かったとしている。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年10月までの期間及び58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年10月まで
② 昭和58年3月

私は、時期はよく覚えていないが、A市役所で国民年金加入手続を行った。昭和59年3月ごろまでは、アルバイトをして生計を立てていたため、金銭的な余裕は無く保険料を一括で納付することはできなかったが、毎月A市役所内の銀行で保険料を納付していた。保険料額は、55年4,000円、56年及び57年は5,000円ぐらいであり、細長い納付書で保険料を納付し、領収証書として納付書の半分を切り取って渡されたことを記憶している。また、私の国民年金手帳記号番号の払出しは58年5月又は同年6月だと聞いているが、社会保険事務所の説明によると、2年1か月分まで保険料をさかのぼって納付できるということなので、私の場合は、申立期間のうち、56年4月分までさかのぼって納付することが可能であり、さらに、納付期限が切れていても市役所が認めた場合は保険料納付が可能であったということも教えてもらった。

私は、昭和55年4月1日に国民年金被保険者資格を取得しており、保険料を毎月A市役所内の銀行で支払った記憶があるにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、国民年金保険料を毎月A市役所内の銀行において納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、申立人の前後の手帳記号番号を有する者の国民年金被保険者資格の取得日から、58年5月又は同年6月であると推認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①及び②の保険料を毎月市役

所内の銀行で現年度納付することはできない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、管轄社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、毎月A市役所内の銀行で保険料を現年度納付していたと申し立てているが、申立期間①及び②当時、A市の保険料収納方法は3か月単位であり、申立内容は当時の事情と符合しない。

加えて、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は申立期間直後の昭和58年4月から59年3月までの期間について保険料の免除申請をした記録しか残っておらず、申立人がA市において保険料を納付した記録は確認できない。

このほか、委員会において、申立人から直接意見の陳述を受けたが、申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

なお、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和58年5月又は同年6月の時点で、申立期間のうち、56年4月までさかのぼって保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、申立期間当時、毎月保険料を納付していたとして、一括又はまとめて保険料を納付したことは無かったと陳述していたほか、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成2年3月まで

私は昭和59年4月に会社を退職し、妻と一緒に市役所に出向き、夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の手続を行った。長女が幼かったので、特に国民健康保険の手続になるべく早く行く必要があった。市役所では、国民年金と国民健康保険の手続は同じ窓口で取り扱っており、国民健康保険の手続だけをしたとは考えられない。

国民年金保険料の納付は、妻又は義母が家族の分を納付書により納付していた。申立期間の保険料について、妻及び義父母が納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人の妻又は義母が家族の分を納付書により納付していたと申し立てているところ、社会保険庁の記録をみると、申立人の義父は申立期間のうち、昭和61年6月までの保険料を、また、申立人の妻及び義母は申立期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間のうち、記録が確認できる昭和60年4月から61年6月までの申立人の妻と義父の保険料納付日及び62年4月から平成2年3月までの申立人の妻と義母の保険料納付日は同一であることから、家族一緒に保険料を納付してきたとする申立内容と符合する。

しかしながら、申立人は、昭和59年4月に会社を退職後、妻と一緒に市役所で国民年金及び国民健康保険の手続を行ったと申し立てているが、申立人の妻の加入記録をみると、申立期間の途中となる61年4月の国民年金制度改正時に、加入資格が任意加入から強制加入へ種別変更されており、申立人が手続

を行ったとする申立期間の始期である 59 年 5 月から強制加入に種別変更されていないことから、当時、申立人及びその妻が手続を行ったものとは考え難い。

また、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の義母は、自身が 60 歳になり、自分たちの保険料を納付する必要が無くなったので、夫婦二人分の保険料を納付し始めたと陳述しており、その義母が最後の保険料を納付した平成 2 年 4 月の同年翌月から申立人の保険料が納付され始めていることが確認できる。

さらに、申立期間は 5 年 11 か月と長期間であり、行政の事務的過誤がこれほどの長期間にわたり連続したとは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年10月まで
申立期間の保険料については、いつごろ社会保険事務所に行ったか覚えていないが、国民年金の担当者に「滞納分を支払うのは日本に住んでいる者の当然の義務である。」と言われたので、一緒にいた母親が10万円ぐらいの金額を一括して支払ったことを覚えており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、いつごろ納付したのか覚えていないが、申立人の母親が10万円ぐらいの金額を一括して納付したと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁の記録をみると、申立人に国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立期間は未加入期間とされている。

そこで、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読みによる検索や国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は、申立期間に係る保険料額について、10万円ぐらいの金額を支払ったと申し立てているが、申立期間の保険料をすべて納付した場合の保険料額は27万5,180円であり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料を一括納付した時期について詳しく覚えておらず、加えて、申立期間後の平成2年7月及び同年8月、3年8月も未加入期間とされていることなど、申立人から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から53年3月まで

申立期間当初、A市で同居していた母親が、私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた、と当時同居していた姉から聞いているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。申立期間の保険料納付は母親に任せたままであったので、納付方法等は分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初、A市で同居していた申立人の母親が、申立人の国民年金加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月又は同年11月にB市で払い出されており、申立内容と符合しないほか、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、同年3月以前の国民年金保険料を現年度納付することはできず、申立期間のうち、47年11月から50年9月までの保険料は過年度納付することもできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、その母親が保険料を納付してくれていたと申し立てているが、申立人は昭和49年11月からC市に、51年12月からB市に、53年2月に再びA市に引っ越しており、住所変更手続が行われていることから、この間A市に居住していた申立人の母親が、申立人の保険料を納付することは困難である。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に一切関与しておらず、申立人の保険料納付を担っていたとするその母親は既に他界している上に、その母親から申立人の国民年金保険料を納付していたことを聞かされたとする申立人の姉からも、納付金額や納付方法などの保険料納付に係る具体的な陳述を得られなかった。このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していた事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から46年3月まで

申立期間については、結婚前は私自身が、結婚後は元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を現年度にて市役所で納付していたはずであるにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

当時市役所に勤めていた親戚のA氏に国民年金への加入を促され、納付についても、最初のうちはA氏に付き添ってもらい、市役所の窓口で納付したことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、結婚前は申立人自身が、結婚後は申立人の元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を現年度にて市役所で納付していたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和44年1月17日に元妻と連番で払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち43年3月以前の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、申立期間のうち、結婚した昭和43年12月以降の期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻の保険料も未納とされている。

そこで、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をB市役所にて12枚分のチケットになった納付書により納付し、その際領収書をもらっていたと陳述しているが、B市の保険料収納方法が納付書方式に変更されたのは昭和49年4月

からで、同年3月以前は印紙検認方式であり、陳述内容と符合しない。

このほか、申立人から申立期間の保険料納付を行った事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料として、昭和54年3月30日に1万5,900円を納付したが、社会保険事務所からは、納付期限を経過しているとの理由で当該保険料を還付したとの説明を受けた。

社会保険事務所で調べてもらったところ、返還した記録はあるが、どこに返還したかは解らないとの説明であった。

保険料を返還してもらった記憶は無いので、申立期間を納付済期間とするか保険料を返還するかしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として、昭和54年3月30日に1万5,900円を納付したと申し立てしているところ、特殊台帳を見ると、申立期間の保険料は同年3月30日にいったん収納されていることが確認でき、申立内容と符合する。

しかしながら、申立期間の保険料の納付期限は昭和54年1月末であることから、本来、同年3月30日に申立期間の保険料を収納することはできないため、社会保険事務所が、いったん誤って収納した保険料を還付する手続をとることは適正な事務処理であり、申立期間を納付済期間とすることはできない。

次に、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、返還された記憶が無いと申し立てしているが、申立人の特殊台帳をみると、申立期間の国民年金保険料1万5,900円を54年3月30日に誤って収納し、同年8月31日に還付決定した旨が記録されている。

申立人の特殊台帳の記載状況に不自然な点はみられないこと、また、申立人

は申立期間の保険料について還付を受けていないと主張するのみで、還付に係る事務処理が適正になされなかったことや還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらないことから、申立人は、当該期間に係る還付金を受け取ったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から49年3月まで

私は昭和47年6月に結婚した。夫は50年1月又は同年2月に病気になり、52年1月に亡くなった。夫が病気になったとき、実家の母が「もしもの事があつた時は国民年金を掛けているので、母子年金がもらえる」と話していた。その後同年1月に夫が亡くなった時、子供は3歳で同年2月からその子が18歳になるまで、母子年金を受給していた。

国民年金の加入及び申立期間の納付は実家の母が行っていたので、納付金額や納付方法は解りませんが、一括納付したとは聞いていないので、多分毎月納付していたと思う。

私は、申立期間直前の昭和39年6月までA社に勤務していた。年金を掛けてくれていた母は既に亡くなっているので詳細は解らないが、母は私を心配して国民年金に加入し保険料を納付してくれていたと思う。「母の思い」を無にしないで下さい。未納とされている申立期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料については、その母親が毎月納付していたと陳述している。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和49年9月24日に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち39年7月から47年6月までの保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間となっている。また、申立人は同年9月に婚姻し住民票をB市に移しており、申立期間のうち同年9月から49年3月までの保険料をC市在住の申立人の母親が毎月B市で納付したとみるのは不自然

である。

また、申立人は申立期間の保険料納付が母子年金の受給資格要件であると申立人の母親から聞いていると陳述しているが、(旧)国民年金法第37条第1項の規定では、母子年金の受給資格要件は、死亡日の属する月前における直前の基準月の前月までの被保険者期間が1年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の1年間に保険料納付済期間で満たされていることと定められている。申立人の場合、昭和50年10月から51年9月までの1年間の保険料納付により母子年金の受給資格要件を確保しており、母親から聞いたとする受給資格要件は何らかの錯誤であることは否めない。

さらに、申立人は国民年金加入手続及び申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は既に他界しており、この間の事情を聞くことはできなかった。

加えて、旧姓を含む氏名検索を行うも、別の年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から49年11月まで

昭和45年春ごろに主人が会社を退職して、同年9月にA市からB市に転居した。退職後、主人が事業を興して当初は生活が苦しく国民年金の加入が遅れたが、55年6月の特例納付の期間に夫婦二人で国民年金に加入し、それ以前の45年9月から55年3月までの夫婦二人分の保険料を主人がB市役所C支所で納付した。

金融機関から生命保険を担保に80万円のお金を借り入れて、夫婦二人分の保険料を特例納付で納めた。昭和45年9月から平成2年2月まで夫は保険料がすべて納付済みなのに、私は申立期間が未納とされている。夫婦二人で同時に同じ期間の保険料を納付したのに私だけ未納とされているのは納得できない。

申立期間当時、夫は事業をしていた関係上、金銭関係はすべて夫が行っていたので私は、金額や納付方法や領収書の事は分かりませんが、現在、夫と別居中のためその内容について尋ねることは出来ません。

第3 委員会の判断の理由

夫婦は、昭和45年9月に厚生年金保険の資格を喪失したが、直後は生活が苦しく国民年金の加入手続は行わなかった。その後、特例納付の期限が55年6月30日であることを知り、申立人の夫が加入手続を行い、45年9月の資格取得月までさかのぼって申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一括して支払ったはずであると申し立てている。

そこで、夫婦の加入手続時期をみると、夫婦共にその年齢が50歳近くに達していた特例納付（附則4条）の納付期限間際である昭和55年6月になされていることが市の被保険者名簿から確認できる。また、市では当時、受給権に

つながらない未加入者に対して個別に加入勧奨を行い、納付計画を含めた相談に応じていた形跡が広報紙から確認できる。さらに、夫婦の被保険者名簿には、申立人の夫が34年7月から45年8月までの134か月間、公的年金加入者であった記録が記載されていることから、市では当時、申立人は51年9月まで、その夫は52年5月までさかのぼって保険料を納付し、以降、各々60歳到達時まで納付を継続すれば、最低限の受給権の確保が可能であると認識していたものと推定できる。

一方、夫婦の納付記録をみると、特例納付の納付期日である昭和55年6月30日に、受給権確保に必要な期間を超えて、申立人は49年12月までさかのぼった64か月分（うち特例納付37か月）、その夫は資格取得月までさかのぼった115か月分（うち特例納付88か月）の保険料を特例及び過年度の組合せにより納付していることが市の被保険者名簿から確認できる。

また、夫婦の特例納付期間について、社会保険庁の特殊台帳の記録と市の被保険者名簿の記録は一致しているほか、同名簿には、それぞれの納付期間に対応する保険料額（申立人は14万8,000円、その夫は35万2,000円）が明確に記載されている。

これらの点を踏まえると、申立人の夫は、市による加入勧奨及び納付計画を含めた相談を受け、夫婦の将来受け取る年金額を増やす目的で、受給権確保に必要な期間を超えて、納付原資に応じたそれぞれの期間について遡及納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金加入手続及び申立期間における保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の夫からは、この間の事情を聞くことはできなかった。

加えて、旧姓を含む氏名検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情も見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から47年3月まで

A店で勤務していた時に、お祝いの席で、年配の同僚から国民年金の加入を勧められた。手続はその同僚が行ってくれたので、役所に行った記憶は無い。また、年金手帳の交付を受けたかも覚えていない。保険料は、集金人が定期的に店に来ていたが、私はお客さんがついていて手が離せなかったので、手続をしてくれた同僚が私の鞆からお金を取り出して支払ってくれ、領収書を鞆に入れてくれた。その同僚が店を辞めるまで保険料を納めていたはずなのに、社会保険庁の記録では未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年配の同僚から国民年金の加入を勧められ、加入手続もその同僚が行ってくれ、その後、店に来る集金人に現年度納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和42年2月であることが、同払出簿から確認できる。この場合、38年当時に加入手続を行ったとする陳述とは符合しない。また、払出時点では、申立期間のうち39年12月以前の保険料については、制度上、既に納付できない期間となっている。

さらに、申立人は、昭和44年3月に同一市内の別住所地に転居しているが、申立期間を通じてB市内に居住していたことが戸籍の附票から確認できる。一方、市の被保険者名簿には転居の記録はみられず、同年以降は不在者として認識されていたことが確認でき、集金により保険料を納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立期間当時の保険料納付方法は印紙検認方式であり、同僚が鞆から

お金を取り出して支払ってくれ、領収書を鞆に入れてくれたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、さらに、旧姓を含め氏名の別読みによる検索も行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び納付金額などの記憶が定かではなく、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から44年3月まで

時期は覚えていないが役所からはがきが届いたので、当時住み込みで働いていた勤め先の親方夫婦に相談すると、出しておいた方がよいと言われ返信したら、またはがきが届いた。はがきの内容は覚えていない。親方の奥さんが昭和41年秋に市役所で加入手続をしてくれた。その後、保険料は給料から天引きしてもらい、途中から半年ごとにお金を手渡し、奥さんが集金人に支払ってくれていた。しかし、天引きして支払ってもらった約3年分が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市の勧奨を受け、昭和41年秋に勤め先の親方の妻に加入手続をしてもらい、申立期間については、同人により集金人に現年度納付してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年9月であることが同払出簿から確認できる。この場合、41年秋に加入手続を行ったとする陳述とは符合しないほか、払出時点では、申立期間のうち42年6月以前の保険料は、時効により、既に納付できない期間となっている。また、同年7月以降は、過年度納付は可能であったものの、市では、集金人による過年度保険料の取扱いを行っていなかったとしており、この点においても、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間（35 か月間）及び直後の2年余りの期間を含め約5年間、保険料を納付してくれていたとする親方夫婦のもとに勤めていたが、申立人の保険料を納付していたとする親方の妻は、申立人の保険料を集金人に支払っていた期間は2年から3年間までだったと陳述している。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人が加入手続に当たり役所から事前にはがきが届いたとしている点については、市による特別適用対策に係る連絡であったと考えられる。一方、市では昭和41年度の対策時には、昭和41年3月末現在で20歳以上を対象としていたと陳述しており、申立人は対象外であった。他方、昭和44年度の対策は、昭和44年7月から同年11月までの間に実施したとしており、申立人の手帳記号番号払出月（同年9月）と符合している。

このほか、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする親方の妻の当初の陳述では、申立人の保険料額は月額が400円又は450円で、3か月で1,200円又は1,300円ぐらいを支払っていたとしていたが、申立期間当初の昭和41年5月から同年12月までの保険料額は月額100円で、450円になったのは45年7月からと伝えた後は、申立期間については支払っていなかったかも知れないと陳述するなど記憶が定かではないほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から46年3月まで

昭和43年3月から46年3月までの国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。43年3月に会社を退職し、厚生年金保険を脱退したことをきっかけに、早期に妻がA市役所で国民健康保険と同時に加入手続を行った(同年12月には妻は妻自身の加入手続を行っている)。手続時に交付されたものかどうか不明だが、現在所持しているものとは別の年金手帳を所持していた記憶がある。保険料は妻が私の分も併せて夫婦二人分を一緒に納付していたが、市役所で納付するより、集金人に納付することが多かったように思う。納付は3か月に1回程度、保険料金額は当初300円程度であったと記憶している。古い手帳も納付を証明する書類は何も残っていないが、手帳に印紙を貼る納付形式を鮮明に覚えており、納付していることは間違いないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した昭和43年3月に、その妻が申立人の国民年金加入手続を行い、加入後も妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。その際、現在所持している年金手帳(昭和46年6月7日発行)より前に交付された手帳によって、集金人に3か月ごと印紙検認方式により保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金加入手続時期をみると、兩人とも昭和46年6月に加入手続を行い、その際夫婦連番で記号番号の払出しを受けていることが年金手帳の発行日及び手帳記号番号払出簿の双方から確認できる。このことは、自身については43年3月に、妻については同年12月に、いずれも厚生年金保険脱退後早期に妻が加入手続を行ったとする陳述とは符合しない。

また、上記の加入手続時点では申立期間のうち、昭和43年3月から44年3月までの保険料については、時効の成立により、制度上既に納付することはできない。同年4月から46年3月までの保険料については過年度納付は可能であるものの、市では過年度保険料の収納を行っておらず、このことは保険料を3か月ごと集金人に、印紙検認方式により現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の陳述するとおり仮に昭和43年度に加入手続を行ったとした場合、その時交付された手帳の更新時期は48年度であり、申立人夫婦は保険料を継続納付していたにもかかわらず、手帳更新時期でもない昭和46年6月に重ねて加入手続を行ったことになり、不自然さは否めない。

加えて、申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料納付記録をみると、申立期間については未納とされていることが市の被保険者名簿及び社会保険庁の納付記録から確認できる。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、氏名の別読みを含む氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、別の手帳記号番号の存在は確認されなかったほか、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで

昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。43年12月に会社を退職し、厚生年金保険を脱退後、市役所からの国民年金への加入勧奨もあって、早期に私自身がA市役所で国民健康保険と同時に加入手続を行った(夫については、同年3月に私が加入手続を行った)。手続時に交付されたものかどうか不明だが、現在所持しているものとは別の年金手帳を所持していた記憶がある。保険料は私が夫の分も併せて夫婦二人分を一緒に納付していたが、市役所で納付するより、集金人に納付することが多かったように思う。納付は3か月に1回程度、保険料金額は当初300円程度であったと記憶している。古い手帳も納付を証明する書類は何も残っていないが、手帳に印紙を貼る納付形式^はを鮮明に覚えており、納付していることは間違いないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身については昭和43年12月に、その夫については同年3月にそれぞれ厚生年金保険の資格の喪失後に国民年金加入手続を行い、加入後は申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。その際、現在所持している年金手帳(昭和46年6月7日発行)より前に交付された手帳によって、集金人に3か月ごと印紙検認方式で保険料を現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金加入手続時期をみると、両人とも昭和46年6月に加入手続を行い、その際夫婦連番で記号番号の払出しを受けていることが年金手帳の発行日及び手帳記号番号払出簿の双方から確認できる。このことは、夫については43年3月に、自身については同年12月に、いずれも厚生年

金保険脱退後早期に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、上記の加入手続時点では申立期間のうち、昭和43年12月から44年3月までの保険料については、時効の成立により、制度上既に納付することはできない。同年4月から46年3月までの保険料については過年度納付は可能であるものの、市では過年度保険料の収納を行っておらず、このことは保険料を3か月ごと集金人に、印紙検認方式により現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の陳述するとおりに昭和43年度に加入手続を行ったとした場合、その時交付された手帳の更新時期は48年度であり、申立人夫婦は保険料を継続納付していたにもかかわらず、手帳更新時期でもない昭和46年6月に重ねて加入手続を行ったことになり、不自然さは否めない。

加えて、申立期間の夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料納付記録をみると、申立期間については未納とされていることが市の被保険者名簿及び社会保険庁の納付記録から確認できる。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、別の手帳記号番号の存在は確認されなかったほか、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年5月まで

私は、国民年金に加入以来、学生の期間は免除又は学生納付特例を申請するか、申請ができなかった時は保険料をまとめて納付してきた。

申立期間の保険料は、A市役所において現金で一括納付した記憶がある。一年以上も何の手続もしないで放置することは無く、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以来、免除又は学生納付特例を申請し、申立期間の保険料は、A市役所でまとめて納付したと申し立てているが、社会保険庁の記録によると、保険料の納付が開始されるのは、平成12年度の学生納付特例の期間を追納した平成15年7月以降であり、申立期間当時、その前後の期間は、申請免除及び学生納付特例による保険料の免除期間であったことが確認できることから、申立人が申立期間のみ保険料を納付したとみるのは不自然である。

また、申立人は平成8年4月に単身でA市に転居しており、その間、申立人に保険料等を仕送りしていたとする申立人の父親及び申立人は、申立期間の保険料を一括納付したとする時期及び金額等の記憶が曖昧であるほか、申立人が9年8月に実家のB市に転居した際の年金関係手続についても記憶が定かでは無いと陳述している。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年11月までの期間、50年9月から51年2月までの期間、58年11月から61年1月までの期間、62年7月、同年9月、平成3年3月及び同年4月、4年12月から5年2月までの期間、7年4月、9年1月及び同年2月、10年4月及び同年5月、同年12月及び11年1月、同年8月から12年2月までの期間並びに13年2月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から46年11月まで
② 昭和50年9月から51年2月まで
③ 昭和58年11月から61年1月まで
④ 昭和62年7月
⑤ 昭和62年9月
⑥ 平成3年3月及び同年4月
⑦ 平成4年12月から5年2月まで
⑧ 平成7年4月
⑨ 平成9年1月及び同年2月
⑩ 平成10年4月及び同年5月
⑪ 平成10年12月及び11年1月
⑫ 平成11年8月から12年2月まで
⑬ 平成13年2月から14年3月まで

申立期間①について、この時期、私は、A市にあるB社に勤務していた。退職後、学校の紹介で間をおかずにC社に勤務したが、国民年金の最初の加入手続は、このときB社の指示により私自身で行った。納付書は一度も送ってこなかったため、保険料は各社で支払ってくれていたはずである。手帳については、郵送してきたので、私が自分で保管していた。

申立期間②について、D社を退職後、持病があったので健康保険は重要と考え、E社会保険事務所に行き、健康保険の任意継続及び国民年金の手続を行った。この時に2冊目の年金手帳を受け取った。当時はF市G区に住んで

おり、1か月又は2か月に一度、H郵便局で保険料を納付して来た。納付金額は覚えていない。

申立期間③について、I社を退職後、J市K区役所で国民健康保険と国民年金の手続を行った。この時にはお腹に子供がおり、その後、国民健康保険から出産祝い金をもらったことを覚えている。当時はJ市K区に住んでいたため、保険料は、簡易郵便局でも支払ったことがある。その後、時期は分からないが、L社会保険事務所の窓口で、保険料を一括で支払った記憶があるが、納付金額は覚えていない。また、L社会保険事務所を訪ねた時、3冊目の手帳を受け取った。この手帳には、職員が、被保険者となった日として昭和58年11月24日の日付を記載した。さらに、申立期間③のうち60年4月から61年1月までの期間は、記録では申請免除となっているようだが、私が「免除」という制度を知ったのは、平成14年ごろであって、当時は免除申請することさえ知らなかった上に、収入も十分あったので、免除申請しても承認がおりなかったはずである。

申立期間④から⑩までについて、この期間は、退職の度にM区役所へ行き、国民健康保険及び国民年金の手続を行って来た。当時は子供がおり、健康保険証は重要だったので、再就職までの期間が短い場合以外は手続していない事は無い。納付先はM区役所かN郵便局であった。M区役所では15時を過ぎても1階の年金課において、その場で納付書を作ってくれて、現金納付も出来たので何度も支払いに行った。国民健康保険料の支払いも同じ課だった。領収書はいつも1年ぐらい保管した後、捨てていた。当時、役所を疑うことは無く、今日のようになるのであれば、領収書をいつまでも持っておけば良かったと思い、口惜しい。

申立期間⑪から⑬までについて、この期間も、記録ではすべて申請免除となっているようであるが、前述のとおり、私が「免除」という制度を知ったのは平成14年ごろなので、それまでに免除申請したことは無い上に、このころは、事故による労災保険のお金もおりてきたりしていたので、収入が少ないということも無く、免除承認もできなかったはずである。また、11年10月に現在の住所に引っ越し、ここにも一度集金人が来た。その時も支払ったが金額は覚えていない。

平成12年に社会保険事務所へ障害年金の裁定請求をしたが認められない上に、対応や説明がいい加減で不信感は募る一方であり、以上のように申立期間①から⑬までが、未納や免除とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、勤務先の会社が納付したとする申立期間①の保険料及び申立期間③の一部の保険料を社会保険事務所の窓口で一括払いしたことを除き、保険料を区役所又は郵便局で現年度納付し、平成14年4月前の申請免除の記録がある期間についても、免

除申請を行ったことは無く、保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、申立期間①、②及び申立期間④から⑩までの被保険者期間については、平成19年11月22日に追加されたことが確認できることから、当該期間は、記録が追加される前まで、公的年金の未加入期間であったと推定され、当時において、勤務先の会社又は申立人が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の現在所持する年金手帳をみると、国民年金の被保険者となった最初の日付がI社を退職した昭和58年11月24日となっていることから、その当時、行政側によって申立期間①及び②が国民年金の被保険者期間として把握されていなかったことをうかがわせるほか、当該手帳記号番号は、60年7月ごろに払い出されていることが手帳記号番号前後の被保険者の状況等から推測でき、この時期からみると、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効によっても納付することができなかったものと考えられる。したがって、勤務先の会社又は申立人が申立期間①及び②の保険料を納付するためには、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、〇社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認し、E社会保険事務所及びP社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認したほか、ほかの読み方による各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の免除記録をみると、申立期間③のうち昭和60年4月から61年1月までの申請免除期間は、60年7月31日に免除申請を行ったことが確認でき、同様に、申立期間⑪である平成10年12月及び11年1月の申請免除期間は、同年1月29日に、申立期間⑫である同年8月から12年2月までの申請免除期間は、11年8月19日に、申立期間⑬である13年2月から14年3月までの申請免除期間は、13年3月6日に、それぞれ免除申請を行ったことが確認できる。これらの申請日の記録は、具体的である上、申請日と免除期間の整合性も認められるが、申立人からは、14年ごろに初めて免除という制度を知ったので、それ以前に免除申請するはずが無く、当時は収入もあったとする以外に、当該期間の納付に関する具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間③の保険料については、一括して納付した記憶があると申し立てているが、その納付金額や納付時期については覚えていないと陳述しており、これについても当時の具体的な納付内容等が不明である。

このほか、申立人に申立期間①から⑬までの保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から41年3月までの期間及び43年10月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から41年3月まで
② 昭和43年10月から50年12月まで

私は、A市で集金人に毎月保険料を納付していた。B市でも妻が保険料を集金人と銀行に数回に分けて納付し、集金人から「これで全額追いつきましたね。」と言われたことを覚えている。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市で集金人に毎月保険料を納付していたと申し立てているところ、手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和41年10月に払い出されていることが確認できる。この時点において、申立期間①の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料であり、集金人に納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、A市において、集金人以外に保険料を支払った記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を集金人に現年度で納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

つぎに、申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳の昭和43年度の印紙検認記録欄をみると、昭和43年11月30日付けのA市の検認印で、同年4月から同年9月までの6か月分の保険料をまとめて納付しているが、申立期間②の始まる同年10月以降には検認印が無く、右側の印紙検認台紙も印

紙を貼付^{ちょうふ}したまま切り取られずに残っていることから、以後、A市の集金人が訪問していないことが推測できる。

そこで、特殊台帳をみると、昭和44年4月に不在被保険者となっていることが確認できるとともに、B市の被保険者名簿をみると、B市において国民年金の転入届を行った日は、53年5月11日であることが確認でき、申立期間②の保険料は、A市及びB市の集金人に現年度で納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、B市においては、保険料を集金人及び銀行に数回に分けて納付したと申し立てているところ、申立人の所持する領収証書をみると、昭和53年9月30日に、制度上、納付が可能であった申立期間②直後の51年1月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、特殊台帳及びB市の被保険者名簿の記録とも一致している。

一方、申立人の妻についても、特殊台帳及びB市の被保険者名簿をみると、昭和54年7月5日に、制度上、納付が可能であった52年1月から53年3月までの保険料を過年度納付し、51年1月から同年12月までの保険料を、55年5月24日に特例納付していることが確認でき、この時点において、B市における申立人夫婦の過年度保険料の納付開始時期及び期間が一致したことから、このことをもって、申立人の妻が、B市の集金人から「これで全額追いつきましたね。」と言われたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から50年12月まで

私は、30歳のころに、10年間さかのぼって保険料を納めた記憶がある。金額は、10万円以下であったと思う。A市で保険料を集金人と銀行に数回に分けて納付し、集金人から「これで全額追いつきましたね。」と言われたことを覚えている。上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳のころに、10年間さかのぼって保険料を納め、金額は10万円以下であったと思うと申し立てている。

そこで、特殊台帳及びA市の被保険者名簿をみると、昭和52年1月から53年3月までの保険料4万6,500円を、54年7月5日に過年度納付したところ、その時点において、51年1月から同年12月までの保険料1万5,900円は、制度上、納付することができない保険料であったため、当該保険料については54年7月27日に還付された上で、同期間について改めて55年5月24日に特例納付の保険料として4万8,000円を納付したことが確認でき、申立人の所持する領収証書とも一致している。したがって、還付された金額を除き、さかのぼって納付した金額だけをみると、9万4,500円となり、申立人が記憶する金額10万円以下と符合する。

また、仮に、申立期間について特例納付した場合、その保険料額は35万2,000円となり、申立人が記憶する金額と大きく異なる。

一方、申立人の夫についても、特殊台帳及びA市の被保険者名簿をみると、昭和53年9月30日に、制度上、納付が可能であった51年1月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人が55年5月に特例納付した時点において、A市における申立人夫婦の過年度保険料の開始時期

及び期間が一致したことから、このことをもって、申立人が、A市の集金人から「これで全額追いつきましたね。」と言われたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで
私の国民年金保険料は、3年間未納とされているが、その期間は、夫婦二人分を一緒に支払ってくれていた妻は納付している。昭和59年から3年間ほどは、私の仕事が非常に少なくなり厳しかったが、62年ぐらいから安定した。支払いが遅れたときは、その未納分も当月分と一緒に妻が支払ってくれており、遅れた未納分はできるだけ早く納めるように心掛けていたと思う。未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻も納付していると申し立てているところ、妻の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月まで未納となっており、同年4月から62年3月まで納付済みであることから、必ずしも一致しているとは言えない。

そこで、申立人の所持する夫婦二人分の領収証書をみると、昭和57年途中から申立期間の始まるころまで、夫婦二人分の納付日が前後し、納付時期も不規則となってきており、納付が再開されたとみられる62年6月に、その時点において、納付が可能であった60年4月及び同年5月の保険料を妻のみ過年度納付すると同時に、昭和62年度の夫婦二人分の保険料を現年度納付しており、それ以降についても、順次、納付日時点で納付が可能であった妻のみの過年度保険料及び夫婦二人分の現年度保険料を同時に納付していることがみてとれる。したがって、昭和59年から3年間は経済的に厳しかったが、62年ぐらいから安定して来たとする申立内容とも符合し、申立期間の納付が困難であった状況がうかがえる。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、また、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年6月までの期間及び59年1月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年6月まで
② 昭和59年1月から60年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金制度の広報を見て、友人と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続をして年金手帳をもらったが、その手帳は破棄したため現在は所持していない。当初、保険料は月100円だったと思うが、最初のころは同市役所で、後に同市役所か集金人に毎月支払ったと思う。59年から3年間ほどは、夫の仕事が非常に少なくなり厳しかったが、62年ぐらいいから安定した。支払いが遅れたときは、その未納分も当月分と一緒に支払ったと思うが、申立期間①及び②の保険料はまとめ払いをしたことは無い。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月に国民年金制度が発足したという広報を見て、申立人の友人と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

そこで、それぞれの手帳記号番号払出時期をみると、申立人の友人は、昭和36年8月21日に払い出されているが、申立人は、その約5年後の41年7月6日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、加入手続の時期が異なっていることが分かる。

また、申立人の所持する昭和41年7月6日発行の国民年金手帳をみると、発行日と同じ日に任意加入被保険者の資格を取得したことが記載されているとともに、昭和41年度の印紙検認記録欄において、昭和41年4月から同年6月まで「不要」のゴム印が確認でき、特殊台帳及び社会保険庁の資格記録とも

一致していることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

つぎに、申立期間②について、申立人の所持する夫婦二人分の領収証書をみると、昭和 57 年途中から申立期間②の始まるころまで、夫婦二人分の納付日が前後し、納付時期も不規則となって来ており、納付が再開されたとみられる 62 年 6 月に、その時点において、制度上、納付が可能であった申立期間②直後の 60 年 4 月及び同年 5 月の保険料を申立人のみ過年度納付すると同時に、昭和 62 年度の夫婦二人分の保険料を現年度納付しており、それ以降についても、順次、納付日時点で納付が可能であった申立人のみの過年度保険料及び夫婦二人分の現年度保険料を同時に納付していることがみてとれる。したがって、申立人の昭和 59 年から 3 年間は経済的に厳しかったが、62 年ぐらいから安定してきたとする申立内容とも符合し、申立期間②の保険料の納付が困難であった状況がうかがえる。

また、同時期における申立人の夫の納付記録をみると、昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料は、未納となっている。

さらに、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び同年7月から41年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から41年12月まで

私は、昭和40年ごろに、当時、住み込みで働いていた店に送られてきた納付書で、A市役所の窓口において、3回ぐらいに分けて36年4月までさかのぼって保険料を支払った。その後、私が長男を出産した直後の41年3月までは、私の保険料だけを集金人に支払っていたが、夫と籍を入れた後、夫の兄嫁から夫の年金手帳を受け取り、同年4月以降は夫婦二人分を一緒に3か月ごとに訪れる集金人に保険料を支払っていた。

上記期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに、送付されてきた納付書で、36年4月までの保険料を市役所の窓口で3回ぐらいに分けて支払ったと申し立てている。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、昭和40年7月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できる。この時点において、申立期間①及び②のうち37年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと推定でき、申立期間②のうち38年1月から40年3月までの保険料は、基本的に市役所の窓口において直接支払うことのできない過年度保険料であったものと考えられるが、申立人は、窓口で支払ったとする金額や納付書の形態等の記憶が定かでは無いと陳述しており、当時の具体的な納付内容等は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の印紙検認記録欄をみると、昭和40年4月1日発行の1冊目の手帳では、昭和36年度から41年度までの期間すべてに

検認印が無く、昭和42年4月1日発行の2冊目の手帳の昭和42年度以降に、B市の検認印が3か月ごとの日付で確認できることから、申立人は、昭和42年4月分の保険料から、集金人に対する現年度保険料の支払いを開始したことが分かる。したがって、申立人が、申立てどおり、40年ごろに同年3月以前の過去の保険料をさかのぼって納付したものとすれば、それに引き続く同年4月から42年3月までの保険料を集金人に現年度納付しないのは不自然である。

さらに、申立人の納付記録をみると、昭和42年1月から同年3月までの期間は、年金手帳に集金人の検認印が無いにもかかわらず、納付済期間となっていることから、当該期間の保険料は、別途、納付書により過年度納付したものと考えられ、この納付は、申立人が納付書で過去の保険料を支払ったとする記憶のひとつである可能性も否定できない。

一方、申立人は昭和40年1月から同年12月までの家計簿を所持しており、これをみると、同年5月24日に「保険料金」として1,050円を支出した記載が認められるが、当時の国民年金保険料の月額額は100円であったことから、それが3か月分の保険料又は1年分の保険料であったとしても金額が一致しないほか、この記載以外に保険料を支出した記載は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人は、現在所持する年金手帳以外に、手帳記号番号の異なる別の年金手帳があったと記憶しているところ、当該手帳記号番号（既に統合済み）により昭和37年4月から同年6月までの納付記録が確認できる。これについて、申立人は、36年ごろ、申立人がC市の店に勤務していたときに、店主が加入手続してくれたものではないかとし、当時、申立人はその手帳の存在を知らされていなかったため、自身で納付した記憶は無いと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間、同年10月から51年4月までの期間、53年10月から59年3月までの期間及び61年12月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、61年11月から平成2年2月までの期間の国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和41年10月から51年4月まで
③ 昭和53年10月から59年3月まで
④ 昭和61年12月から62年3月まで
⑤ 昭和61年11月から平成2年2月まで(重複納付)

私は、若いときから、将来は年金暮らしをしなくてもやっていけると思っていたので、年金には全く関心も無かったし知識も無かった。しかし、母から国に納めるものは税金も含め、きちんと納めないといけないと言われて育てられたので、年金は20歳から60歳まで40年間納めてきたはずである。

60歳になり、保険料は掛けなくても良いのだと安心していたら、社会保険事務所の担当者から25年の年金受給期間に1年余り不足しているので、厚生年金保険を引き続き掛けて下さいと言われ、40年間ずっと掛けていたと思っていたので、びっくりしたし、ショックだった。

私は、上記期間①、②、③及び④について、申請免除又は未納とされているのは納得がいかない。また、上記期間⑤については、預金通帳で同じ日に保険料が2回分ずつ口座振替されており、二重払いとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当初、申立人の姉が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとし、その姉が昭和40年2

月に転居した際に、姉から国民年金手帳を受け取ったと陳述している。

そこで、申立人の手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 38 年 6 月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、また、申立人の所持する領収証書及び年金手帳をみると、36 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料を過年度納付し、同年 4 月から申立人の姉から年金手帳を受け取ったとする時期の 40 年 3 月までの各年度の検認記録欄には検認印が確認できるが、その直後である申立期間①の昭和 40 年度の検認記録欄には、手書きで丸「申」の記載がみられる。これが申請免除の意味であることについて、申立人は、平成 19 年に年金記録確認の申立てを行った際、社会保険事務所の担当者から聞いて初めて知ったとし、姉から年金手帳を引き継いだ当時は、経済的にも困っていなかったとする以外に、申立期間①について、申立人から納付に関する具体的な陳述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、友人であった市役所の職員に直接現金で保険料を支払っていたと陳述しているところ、A 市の国民年金保険料の納付方法は、昭和 50 年 3 月まで手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、当時の納付実態と符合しないほか、同年 4 月に納付書方式に移行後も、友人の職員に直接現金で保険料を納付するのは、取扱い上、不自然である。

申立期間③について、申立人は、B 市に転居後は、前妻に保険料の支払いを任せていたところ、昭和 58 年ごろ、督促状が送付されてきたので、申立人が B 市役所に行き、未納分の保険料を一括納付したと陳述している。しかし、当時は、特例納付が実施されていないため、55 年 12 月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられ、その納付金額や納付期間及び手続等の状況についても申立人の記憶があいまいであることから、当時の具体的な納付内容等は不明である。

さらに、申立人に申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

つぎに、申立期間④について、申立人は、申立人が所持する預金通帳で昭和 61 年 11 月 20 日に「コクミン年金 1 万 4,200 円」として 2 回分の口座振替が行われていることをみて、その金額が当時の保険料月額 7,100 円の 4 か月分であることから、これが申立期間④の同年 12 月から 62 年 3 月までの 4 か月分の保険料であると主張している。

そこで、B 市の国民年金保険料収滞納一覧表をみると、申立人及びその前妻の昭和 61 年 10 月及び同年 11 月の 2 か月分の保険料収納報告日が、上記口座振替日の 2 日後である同年 11 月 22 日と記載されていることが確認できることから、申立人の主張する当該 2 回の口座振替は、申立期間④の保険料では無く、既に社会保険庁の納付記録にある申立人及びその前妻との夫婦二人分の同年 10 月及び同年 11 月分の保険料であったことが分かる。

また、申立人の所持する預金通帳をみると、申立期間④である昭和 61 年 12

月及び62年1月の保険料並びに同年2月及び同年3月の保険料に係る各口座振替予定時期である同年1月末及び同年3月末においては、それぞれ預金残高不足により保険料の口座振替が行われていないことが確認できる。

申立期間⑤についても同様に、申立人の所持する預金通帳において国民年金保険料が同じ日に2回分の口座振替が行われている期間について、重複納付になっていると申し立てしているところ、同市の収滞納一覧表をみると、前妻については一部の期間が未納となっているが、それ以外の期間は、申立人及びその前妻共に同じ収納報告日が記載されていることが確認でき、これらの記録は、当該預金通帳に記載された振替日及び振替回数と一致している。したがって、当該期間内において同日に2回分の口座振替が行われた期間についても、申立人及びその前妻との夫婦二人分の保険料であったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間⑤の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年12月まで

自身の健康問題から、将来のために国民年金は絶対に必要だと意識しており、国民年金保険料の納付は義務であり、貯蓄のようなものだと考えて、欠かさずに保険料を納付してきたはずである。

昭和47年4月から48年12月までの保険料が未納とされているが、毎月又は2、3か月に一度、私自身がA市B区役所に国民年金手帳を持参して現金で保険料を納付し、手帳にスタンプを押してもらっていたと思う。

保険料額に関する記憶は無いが、申立期間中も民間生命保険会社の個人年金保険料を欠かさずに納付していたことから、21か月も保険料を納付していないはずはなく、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月又は2、3か月に一度、申立人自身がA市B区役所に国民年金手帳を持参して現金で国民年金保険料を納付し、手帳にスタンプを押してもらっていたと思うと申し立てている。

しかし、申立期間の一部は、保険料の収納方法が印紙検認方式から納付書方式に変更されている上、申立期間直後の昭和49年1月から同年3月までの期間及び昭和50年度の12か月分の保険料は区役所では扱っていない過年度納付であることが申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、昭和47年6月ごろにC区からB区に転居しているが、国民年金に係る住所異動手続を行ったかどうか明確な記憶は無いとしているところ、申立人の不在決定が行われたことが特殊台帳に記録されていることが確

認できる上、49年4月から50年3月までの保険料は、前年の所得が非課税である者などに認められる申請免除となっていることから、申立期間当時の申立人の経済状況に変化があったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間中も民間生命保険会社の個人年金保険料を欠かさずに納付していたことから、21か月も保険料を納付していないはずはないと申し立てしているところ、申立人が提出した個人年金保険の契約内容に関する資料をみると、申立人の個人年金保険の契約日は申立期間後の昭和52年10月4日及び56年1月22日であり、申立期間中に申立人が民間生命保険会社の個人年金保険料を納付していた事実は確認できない。また、申立期間直後の49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の保険料は過年度納付、49年4月から50年3月までの保険料は申請免除であることから、申立人は、保険料を未納及び免除申請する一方において個人年金保険料は納付していることとなり、個人年金保険料の納付の事実をもって申立期間の保険料が納付されていたとは推定できない。

加えて、申立期間は21か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり、納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 21 日から 38 年 3 月 31 日まで
② 昭和 38 年 7 月 20 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 42 年 2 月 21 日まで

昭和 34 年 7 月 21 日から 42 年 2 月 21 日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答書及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書が届いた。

A社を結婚のため退職した際には、脱退届は提出していない。

また、その後、別の会社に勤める際、厚生年金保険証書の再交付を受けているが、脱退手当金を受給しておれば、再交付はされなかったはずであるし、脱退手当金が支給されていることも知らされなかった。

さらに、脱退手当金が支給されたのは昭和 42 年 9 月とされているが、当時、私は入院や叔母の家で世話になり、出産まで安静にしていなければならず、脱退手当金を請求できる状態ではなかった。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 2 月にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の昭和 42 年 9 月 1 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した者について、脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人を含め 12 人が受給しており、うち 9 人が資格の喪失後約 6 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」の支給額及び月数がオンライン記録と一致しており、支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月21日から同年5月1日まで
昭和46年12月にA社に入社し、関連子会社であるB社及びC社を経て、49年2月にA社に戻った。3社はA社がD業務を行い、B社及びC社がE業務を行う関係であった。

社会保険庁の記録によれば、C社に在職していた昭和48年2月21日から49年2月21日までの期間のうち、48年2月21日から同年5月1日までの間が厚生年金保険未加入とされている。C社には、親会社のA社の指示で、設立準備のために移り、法人設立後は代表取締役であった。

申立期間は、C社が厚生年金保険適用事業所となる前の期間であるが、当時、人事・経理はすべてA社が行っており、実際にはA社に在籍していた。

申立期間も一日も空白無く勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社の指示により、B社からC社設立のため異動し、申立期間においてC社（法人設立前の期間を含む）に在職していたことは、申立人と同時期にB社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社の厚生年金保険新規適用時に同社で被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の、「親会社であるA社の指示により、申立人を含め5人から6人が、C社の立上げ要員としてB社からまとまって異動した。申立人は、新規設立会社の代表の立場であった。B社から継続して勤務していたことは間違いない。」との陳述から認められる。

一方、申立人は、申立期間中もA社に在職していたと申し立てしているところ、同社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和47年4月1日に同社で被保険者資格を喪失し、その際健康保険証を返還していることが確認できるほか、その後、49年2月21日に同社の被保険者資格を再取得するまでの

間に同社の被保険者となった形跡は見当たらない。

また、法人登記簿によれば、C社の設立は、申立人がB社から異動して24日後の昭和48年3月17日となっているが、申立人と同時期にC社の設立準備要員としてB社から異動した同僚から、「異動を命じられて新しい事務所に移り、すぐに営業活動を始めた。事務所には会社の看板もかかっていた。申立期間の所属はC社以外の会社は考えられない。」との陳述を得た。上記陳述に加え、当該同僚は、「B社から異動した基幹となる社員以外の社員は新聞広告で募集した。」と陳述しているところ、新聞広告により応募したとする元社員から、C社が厚生年金保険新規適用となる2か月から3か月前ぐらいから勤務していたとの陳述が得られたことから、同社は、実際には申立人及び同僚がB社から異動した直後から事業所として営業の実態があったものと推測される。

さらに、C社の元社員は、給与締切日は毎月20日、支払日は月末であったと陳述しているところ、法人設立は昭和48年*月*日であること、及び新聞広告により応募し、法人設立前から勤務していたと陳述している者から、「給与はC社から支払われていた。」との陳述を得たことから、申立人等が同社に異動後最初に支払われた給与は、親会社であるA社ではなく、C社から支払われたものとするのが相当である。

以上の事情から、申立人の、「申立期間においてA社に所属し、給与も同社から支給されていた。」とする主張は認め難い。

加えて、C社は、厚生年金保険新規適用前から適用事業場としての要件は満たしていたものと推測されるが、A社やB社とは別法人の新規設立会社であり、社会保険適用上も別事業所であることから、同社が厚生年金保険適用事業所となる前から保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 30 日から同年 2 月 20 日まで
② 昭和 40 年 9 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 25 日から 43 年 1 月 19 日まで
④ 昭和 44 年 3 月 26 日から同年 6 月 26 日まで

申立期間当時は景気がよく、A業務所でB業務の仕事をしていた。勤務先のA業務所は何度か替わったが、転職の際は転職先が決まってから退職するようにしていたので、転職に伴う年金記録の空白は生じないはずである。社会保険庁の記録によれば、C社からD社に転職する際（申立期間①）、D社からE社に転職する際（申立期間②）、E社からF社に転職する際（申立期間③）に厚生年金保険加入記録に空白がみられる。未加入とされている期間は、この期間前後のA業務所のいずれかに在職していたはずである。特に、E社及びF社については引き抜きで転職しているので、空白期間が生ずることは考えられない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

社会保険庁の記録によれば、F社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 44 年 3 月 26 日となっているが、記憶によれば、同社には同年 6 月 26 日まで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間④）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間中にC社又はD社に在職していたことが確認でき、連絡のとれた複数の同僚は、「申立人のことは覚えているが、申立期間において在職していたかについては分からない。」又は「申立人のことを覚えていない。」と陳述している。また、D社の事業主は、「申立人が在職していたことは覚えているが、従業員に関する記録が残っていないので、入社時期については分からない。」と陳述しており、申立人が、申立期間に

においてC社又はD社に在職していたことを確認するには至らなかった。

さらに、申立人は、転職先が決まってから転職したので、厚生年金保険の空白は生じないはずと陳述しているところ、申立期間②及び③の調査結果から、転職に際し、必ずしも空白無く勤務していたとは考えられない状況がうかがわれる。

加えて、申立人は、「勤務していたすべての事業所は、金曜日又は土曜日に退職し、入社は月曜日であった。」と陳述しているところ、昭和38年1月30日及び同年2月20日は水曜日となっている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和40年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになっているが、D社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の標準報酬月額変遷をみると、同年10月の定時決定記録がいったん記載された後にバツ印で抹消されていることが確認できる。これに対し、同年10月25日に被保険者資格を喪失している同僚については、同年10月の定時決定記録は抹消されずに残されていることが認められる。以上の事情から、申立人は、D社に同年8月1日時点で在職していたことから、標準報酬月額の定時決定の対象としていったん同年10月時点の決定額が記載されたが、同年9月に同工務所を退職したため、取り消されたと考えるのが相当である。

一方、E社の複数の同僚及び同社で事務を手伝っていた事業主の配偶者は、「申立人が在職していたことは覚えているが、申立期間に在職していたかについては分からない。」と陳述しており、申立人が、申立期間においてE社に在職していたことを確認するには至らなかった。

さらに、申立人は、「勤務していたすべての事業所は、金曜日又は土曜日に退職し、入社は月曜日であった。」と陳述しているところ、昭和40年9月21日は火曜日、同年12月1日は水曜日となっている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間③については、E社において申立期間当時在職していたことが確認できる同僚から、「申立人は、昭和42年12月の忘年会を最後に退職したことをよく覚えている。」との陳述が得られたことから、申立人は、社会保険庁の記録どおり、同年12月25日にE社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したと考えるのが相当である。

一方、F社の顧問であった者は、「申立人が、F社で働いていたことは覚えているが、入社時期については分からない。引抜きのことは心当たりが無い。」と陳述している。また、同建築事務所の同僚も、「申立人のことは覚えているが、申立期間において在職していたかについては分からない。」と陳述しており、申立人が、申立期間においてF社に在職していたことを確認するには至らなかった。

さらに、申立人は、「勤務していたすべての事業所は、金曜日又は土曜日に退職し、入社は月曜日であった。」と陳述しているところ、昭和 42 年 12 月 25 日は月曜日、43 年 1 月 19 日は金曜日となっている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間④については、申立期間当時在職していた F 社の顧問から、「社長が亡くなってから（昭和 43 年 10 月 11 日死亡）半年ぐらいは仕事があり、申立人も勤務していたと思う。申立期間に在職していたことは記憶が無い。」との陳述が得られた。また、社会保険庁の記録から、F 社は、社長の死亡から約 5 か月半後経過後の昭和 44 年 3 月 26 日（申立人の被保険者資格喪失日と同一）に全喪していることが確認できることから、申立人は、社会保険庁の記録どおり同年 3 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものとするのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年ごろから25年ごろまで
② 昭和27年ごろから30年ごろまで

昭和20年から25年ごろにかけて、A市にあったB社に勤めていた。同社には、その前に勤めていた同じA市内のC社から引き抜かれる形で移ったが、社会保険庁の記録によれば、B社における厚生年金保険加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

昭和27年から30年ごろ、C市にあったD社に勤め、E業務に従事していた。社会保険庁の記録によれば、D社における厚生年金保険加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社では、厚生年金保険新規適用から全喪までの間に8人の者が被保険者資格を取得していることが確認できるが、当時の同僚は死亡又は所在不明で連絡を取ることができなかった。また、C社勤務時の同僚は「B社があったことは知っているが、申立人が同社に移ったことについては知らない。」と陳述している。

さらに、申立人は、「B社にはC社から引き抜かれて移った。」と陳述しているところ、社会保険庁の記録によれば、申立人が、C社において厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは昭和25年2月27日であることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によれば、B社の厚生年金保険新規適用は昭和22年6月1日となっており、申立期間のうち20年から22年5月31日までの期間は厚生年金保険適用前の期間であることが確認できる。

以上の事情から、申立人が、C社からB社に転職し、申立ての期間在職していたことをうかがわせる陳述や記録は得られず、申立人の在職を確認するには至らなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、社会保険庁の記録によれば、C市において「D社」の名称で厚生年金保険の適用を受けている事業所は確認できなかった。

また、申立人は、D社における在職期間を昭和27年ごろから30年ごろと申し立てているところ、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間において、F市にあったG社（厚生年金保険被保険者期間：昭和27年6月2日から同年6月30日まで及び27年10月1日から同年12月30日まで）及び事業所名不明の厚生年金保険適用事業所（同：昭和29年1月1日から31年1月31日まで）において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、G社はF市にあったこと及び同市内をH川が流れていることから、同市において、「D社」の名称の厚生年金保険適用事業所を検索したところ、同じ名称の厚生年金保険適用事業所が1社認められたが、同社は昭和21年3月31日に全喪していることが確認できる。

加えて、類似名称の厚生年金保険適用事業所を検索したところ、「I社」及び「J社」の2社が認められたが、同2社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できなかった。

以上の事情から、申立人が、申立期間において、D社に在職していたとの申立てを認めるに足る事情は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月から25年3月25日まで
② 昭和26年5月1日から同年8月まで
③ 昭和28年1月から同年7月20日まで
④ 昭和28年10月19日から30年8月1日まで

A社の社長の息子に誘われて、昭和23年10月に同社に就職し、26年8月まで勤務していた。同社の業務は、B業務で、自分の職種はC業務であった。社会保険庁の記録によれば、同社に勤務していた期間のうち、23年10月から25年3月25日までの期間及び26年5月1日から同年8月までの期間が厚生年金保険未加入とされている。申立期間においてA社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①、②)。

D社で昭和28年1月から30年7月までE業務従事者として働いていた。過酷な業務であった。社会保険庁の記録によれば、同社で勤務していた期間のうち、28年1月から同年7月20日までの期間及び同年10月19日から30年8月1日までの期間が厚生年金保険未加入とされている。この間も勤務しており、社会保険料も控除されていたことは間違いない。この時期、会社のF課の職員に保険料の天引きをやめてくれと行ってひどくしかられた記憶がある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間③、④)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和22年10月31日から24年3月1日までの期間厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、申立人と同じG業務で働いていた同僚から、「申立人とは一緒に仕事をしていない。」との陳述を得た。

また、昭和24年3月1日から26年5月7日までの期間厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚から、「申立人のことは覚えているが、自分が入社した時（昭和24年1月29日）にはいなかったと思う。自分より後で入ってきたと思う。」との陳述を得た。

さらに、申立人は、昭和23年10月にA社に入ったと陳述しているところ、上記24年1月29日に入社したと陳述している同僚及び当該同僚と同じ同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の2人について、自分より先に在職していたと陳述している。

以上の事情から、申立人が、昭和24年3月以前にA社に勤務していたとは認め難い。また、同年3月以降25年3月25日までの期間についても、申立人が同社に在職していたことをうかがわせる陳述等は得られず、申立人の在職を確認するに至らなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、昭和24年3月1日から26年5月7日の期間厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚から、「申立人と同じくらいの時期（社会保険庁の記録上の申立人の被保険者資格の喪失日は昭和26年5月1日）に退職した。」との陳述を得た。なお、当該同僚は、自分の被保険者資格の喪失日について、社会保険庁の記録どおりであると陳述している。

また、申立人が、申立人とほぼ同じころ退職し、一緒にH社に行ったと陳述している同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和26年5月2日であることが確認できる。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬等級の変遷欄をみると、昭和26年8月に在職していた者には同年8月に月額変更の記録がみられるが、申立人の欄には、採用時（昭和25年3月25日）の標準報酬月額の記録しか確認できない。

以上の事情から、申立人は、社会保険庁の記録どおり昭和26年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間③については、申立人が、D社に同じ日に入社したと陳述している同僚2人は死亡又は所在不明で、申立人の入社時期について確認ができなかったが、厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚2人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人に係る社会保険庁の記録と同じ昭和28年7月20日であることが確認できる。

また、D社は、多数の従業員がいたことから、ほかの同僚による在職確認は困難であるものの、社会保険庁の記録上、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している26人のうち連絡のとれた2人は、申立人のことは覚えていないと陳述しており、申立人が、社会保険庁の記録による被保険者資格取

得日である昭和28年7月20日以前に在職していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

以上の事情から、申立人が、申立期間においてD社に在職していたことを確認するには至らなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間④については、申立人が、D社に同じ日に入社し、同じ日に退社したと陳述している同僚2人は死亡又は所在不明で、申立人の退社時期について確認ができなかったが、厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚2人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、1人は申立人に係る社会保険庁の記録と同じ昭和28年10月19日であるが、残る1人は30年8月1日であることが確認できる。

一方、同名簿の標準報酬等級の変遷記録をみると、昭和30年8月1日に被保険者資格を喪失している同僚には、28年11月1日、29年5月1日及び同年10月1日の月額変更又は定時改定の記録が認められるが、28年10月19日に被保険者資格を喪失している申立人及び同僚1人については、採用時（昭和28年7月20日）の記録しか確認できない。

以上の事情から、申立人は、社会保険庁の記録どおり昭和28年10月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと考えてのが相当である。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 5 月 31 日まで
年金加入期間に不審を抱き過去三度社会保険事務所に調査を依頼したが、A社にB業務従事者として住み込みで勤務していた昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 5 月 31 日までの期間が厚生年金保険未加入との回答であった。

当時の同僚は、全員厚生年金保険に加入しているのに、自分だけ記録が無いのは納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に在職していたことは、申立人の覚えている同僚 11 人全員（申立人と同じB業務従事者 6 人を含む）がA社の厚生年金保険被保険者名簿で確認することができること、及び同社の現社長（申立期間当時の事業主の子息）並びに同社の厚生年金保険被保険者名簿に記載のある複数の同僚の、「申立人が勤務していたことを覚えている。」との陳述から認められる。また、在職期間については、明確に特定はできなかったが、複数の同僚の陳述から、昭和 37 年 6 月又は 7 月ごろから 3 年ないし 4 年間勤務していたものと推測される。

さらに、申立期間当時、一般事務を担当していた同僚から、「当時、全員が正社員であった。」との陳述を得た。

一方、申立人が一緒に勤務していたと陳述している同僚の 1 人から、「自分は、個人的事情によりA社に入ってからしばらくは国民年金に加入していた。会社からは、『厚生年金保険に加入したらどうか』とよく声をかけてもらった。」との陳述を得た。社会保険庁の記録によれば、当該同僚は、申立期間中を含む昭和 38 年 10 月から 43 年 7 月まで国民年金に加入しており、同年 8 月 23 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上の事情から、A社では、厚生年金保険加入に対する意識が高く、未加入

となっている者に対し、何度も加入勧誘を行っていた状況がうかがわれる。

申立てによれば、申立人は、4年近くA社に在職しているが、上記のとおり従業員の厚生年金保険加入に対し意識が高かったとみられる同社が、申立人について、厚生年金保険料を控除しながら、4年間にわたり被保険者資格取得手続を行っていなかったことに気付かなかったと考えるのは不自然であり、また、社会保険事務所が、標準報酬月額の時改定の際、毎回、資格取得届出漏れを見落としていたとは考え難い。

また、申立人が入社したと申し立てている昭和37年7月から1年間の健康保険番号に欠番はみられない。

これらの事情を総合的に勘案すれば、申立人は、事業所から厚生年金保険加入について説明を受けていたが、何らかの理由により本人の意思で厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 10 月に A 社に入社し、43 年 5 月 1 日まで継続して勤務していたのに、38 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、41 年 8 月 1 日に再取得しているとされていることに納得できない。申立期間においても厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における在職については、現在の同社社長(申立期間当時の事業主の子)及び同僚の陳述により、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人及び同僚の陳述を総合すると、申立人在職中の同社の従業員数は変動がかなりあったものの 3 人から 10 人程度であったと推定できるところ、当該在職期間中に被保険者資格を取得している者は最少で 1 人、最大で 6 人であることが事業所別被保険者名簿で確認できること、申立人が記憶している同僚の中には、当該事業所別被保険者名簿において被保険者記録が無い者もみられること、また、当時の社長が被保険者資格を取得したのは申立期間後であることなどから、申立期間において、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたのではなかったことが認められる。

また、当該事業所別被保険者名簿をみると、申立期間において、被保険者資格が継続している者は事務担当者 1 人だけであるが、申立人、同僚及び現在の同社社長は、当該事務担当者のみが厚生年金保険に途切れることなく加入していることについての特段の事情は思い出せないと陳述している。

そこで、申立期間中も継続して被保険者記録がある同事務担当者から事情聴取したところ、「申立人は正直な人であり、5 年程度継続して勤務していたことは間違いなく、途中で厚生年金保険の加入期間に空白期間があることは考え

られない。しかし、実際にお金を計算したり、給与明細書の作成等は、社長が自分で行っており、厚生年金保険の控除や納付等についても、私は関与しておらず、社長が自分で行っていたので、なぜ、このようになっているのかは分からない。」と陳述しており、申立人の保険料が毎月給与から控除されていたか否かについては、確たる陳述を得ることはできなかった。また、同事務担当者は、同社において継続して厚生年金保険に加入していたのは自分一人だけであった期間があることについても特段の事情は思い出せないとも陳述しており、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

また、申立人自身は申立期間中も従前と変わらずに、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるとしているが、現在の同社社長は、「申立期間のほとんどの期間は自分の入社前の時期に当たるほか、当時の資料等も保存されていないため、当時の事情は不明である。」と陳述しており、当時の保険料控除の状況等について明らかとするに至らなかった。

さらに、申立人の資格の取得及び喪失についてみると、事業所別被保険者名簿の申立人に係る資格喪失年月日欄には昭和 38 年 3 月 1 日と記載され、備考欄には健康保険証の返納を示す「証返」の印影及び処理日と推定される同年 3 月 4 日の記載が認められるほか、41 年 8 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが記録されている上に、当該事業所別被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人に係る社会保険庁の記録が失われたとも考え難い。

加えて、当該事業所別被保険者名簿をみると、申立人が昭和 37 年 10 月 1 日に同社で資格を取得した際の健康保険証の整理番号は「No. 4」と記録されているが、41 年 8 月 1 日に同社において被保険者資格を再取得した際の健康保険証の整理番号は「No. 12」と異なった番号が付番されていることから、申立期間においては被保険者資格が継続していなかったことが推認される。

以上のほか、申立期間中の昭和 38 年 12 月から 41 年 6 月までの期間の同社の被保険者数をみると、一人又は二人にとどまっており、厚生年金保険法に定める 5 人以上という適用事業所の要件をも下回る状況にあったことが確認できるほか、仮に申立人の被保険者記録が申立期間中も継続していた場合には、少なくとも申立期間中において 3 回の被保険者報酬月額算定基礎届(定時決定)の機会があったところ、これらいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出について記録しなかったとは考え難いこと等から、当時、事業主は、何らかの事情により、社会保険庁の記録どおりの資格の取得及び喪失手続きを行い、その結果、申立人の申立期間に係る被保険者記録に空白期間が生じたものと考えられ、資格喪失手続きを行った事業主が、その後の申立期間中においても引き続き厚生年金保険料を給与から控除していたとも考え難い。

なお、申立人は「給与明細書等の関連資料については保存していないものの、当時、給与明細書に税金や雇用保険料のほかに、厚生年金保険料の控除額も記載されていたことを鮮明に記憶している。」と陳述しているところ、申立人の雇用保険の記録をみると、その資格取得日は、申立人が同社で厚生年金保険の

被保険者資格を再取得した後の昭和 42 年 1 月 6 日となっており、離職日は厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合する 43 年 4 月 30 日と記録されており、それ以前に同社での雇用保険の記録は見当たらないことから、この申立人の陳述内容には経年による記憶の混同もあるとみられ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を明らかとするものとは言い難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる特段の事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月21日から53年1月1日まで

私は、A社で昭和47年2月21日から52年12月末まで勤務していたが、社会保険庁の記録によると、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が空白とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で昭和47年2月から勤務し、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していたはずであると申し立てしているところ、B社発刊のC雑誌に同社が経営するD店の責任者として申立人が同誌に掲載されていることから、同社での在職が推定できる。

しかし、同社の商業登記簿は確認できず、また、各種事業所名称による検索を行っても、同社の適用事業所としての記録は見当たらないことから、同社の状況及び申立人の在職期間等を明らかとすることはできなかつた。

また、申立人は、同社の事務を担当していた関連事業所のE社課長から「あなたは特別ですから、厚生年金保険等の被保険者資格はE社で取得させておきます。」と言われ、その課長の部下からも「あなたの厚生年金保険等の手続は私が行った。」と言われたこと等から、同社で資格を取得していなくとも、E社等の関連事業所のいずれかで資格を取得しているはずではないかと申し立てしているところ、唯一現存している関連事業所とみられるF社からは、「A社という事業所は知らないが、以前、類似名称のG社という関連事業所があり、当該事業所は、H業を経営していたが、社会保険庁に適用事業所としての届出はしていなかったため、そこで働いていた従業員はE社で厚生年金保険に加入させていたはずである。」との回答が得られた。

しかし、これら関連事業所とみられるF社、E社、I社及びJ社が加入していたK厚生年金基金に申立人の被保険者記録の照会を行ったが、「申立人の記録は確認できないことから、申立人の当基金への加入手続は行われていない。」

との回答が得られた。

さらに、L健康保険組合にも同様の照会を行ったが、「申立人の資格の取得及び喪失に係る書類は提出が無く、届出は行われていない。」との回答であった。

加えて、E社等の関連事業所であったM社において申立人が厚生年金保険の資格を取得しているか否かについても調査を行ったが、申立人の記録は確認できず、また、同社を管掌していたN健康保険組合は、所在不明のため、資格の取得及び喪失届の有無等について明らかとすることはできなかった。

その上、申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったとされるE社事務担当者は故人のため陳述を得ることができず、また、申立人も給与は同社の事務を担当していた上記の同社課長から手渡しで支給されていたが、その支払元、給与額及び保険料控除額は記憶に無いとしているほか、当時の従業員の氏名等についても記憶していないことから、当時の従業員が関連事業所で資格を取得していたか否かについての従業員への照会もできなかった。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿等をみると、申立人の手帳記号番号は申立期間中の昭和49年3月10日に払い出され、強制加入被保険者資格の取得日は前の会社を退職した47年2月21日となっているほか、資格取得日以降の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、その当時、申立人又はその親族が、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを認識し、係る手続を行ったものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 20 日から 46 年 5 月 1 日

私は、A社に大学在学中の昭和 43 年 12 月 22 日にアルバイトとして入社し、2 か月間の試用期間を経た 44 年 2 月 20 日から正社員となった。その後、46 年 5 月 26 日に退職したが、同年 5 月の 1 か月間を除き、正社員となった 44 年 2 月 20 日から 46 年 4 月 30 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得がいかない。当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に在職していたことは、元同僚社員の陳述により認められる。

ところで、申立人は、高校在学中に父親の会社が倒産し、そのため、大学入学後は学費を調達する必要に迫られていたところ、そのころ知り合った大学の同級生であるA社の会長の息子の勧めにより同社に、昭和 43 年 12 月 22 日に学生アルバイトとして入社し、会長に認められ、2 か月間の試用期間の後に本採用になったとしている。

しかし、A社は昭和 48 年 7 月 20 日に全喪し、54 年 12 月 3 日に解散しているため、社内資料等は残されておらず、本採用を決めたとされる当時の会長も故人で、また、入社を勧めたとされる会長の息子は所在不明で連絡を取ることができなかったため、申立人の入社時期や雇用形態は明らかにすることができなかった。

また、申立人と一緒に学生アルバイトとしてA社に入社し昭和 46 年に大学を卒業したと申立人が陳述する同社会長の息子は、同年 3 月 25 日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが同社の事業所別被保険者名簿により確認できるところ、申立人は、学生アルバイトとして同社に入社し、大学には退学届を提出していないとしていることから、同社では、大学に在籍していた申立人については、厚生年金保険に加入しない取扱いが行われていた可

能性を否定できない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、同名簿の健康保険証番号は連番で欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から27年5月ごろまで

私は、昭和24年3月、当時のA社でB組織の役員をしていた実家の隣人に誘われ、実家の近くにある同社に入社した。採用後はC業務の部署に配属され、直接、作業を教わりながら働いた。

健康保険証は、退職時に雇用保険関係書類と一緒に受け取った。給与は、明細や金額を確認せずに家族に渡していた。

同じ部署で働いていた同僚が厚生年金保険に加入しているのに、自分の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に在職していたことは、申立人が同僚としている3人全員について同社での厚生年金保険の加入記録が確認できること、及びほかの複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの推定できる。

ところで、申立人は、実家の隣人の紹介でA社に入社したことを覚えているものの、入社時の雇用条件等は覚えていないとしている。

また、申立人は、給与袋はそのまま家族に渡していたことから当時の給与額や厚生年金保険料控除についての記憶が無い上、申立期間中に健康保険証を使用した記憶が無く、健康保険証の授受の状況も不明である。

さらに、申立期間当時のA社の労務管理担当者や直属の上司とされる者が既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険への加入に関する取扱いは確認できなかった。

加えて、複数の同僚から、A社では申立期間当時、臨時雇用制度があり、入社から退社までずっと正社員にならない者もいたとの陳述があるところ、申立人に関する同社の人事記録は残されておらず、また、申立人は正社員であったと陳述する者は無く、申立期間当時、臨時雇用等何らかの事由により申立人に

については厚生年金保険に加入しない取扱いが行われていた可能性が否定できない。

このほか、複数の別読みによる氏名検索を行ったが、申立人に該当する被保険者記録は確認できなかったほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から 47 年 12 月まで (A 社)
② 昭和 48 年 1 月から 50 年 6 月まで (B 社)
③ 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで (C 社)
④ 昭和 51 年 4 月から 52 年 8 月まで (D 社)
⑤ 昭和 53 年 2 月から 57 年 1 月まで (E 社)
⑥ 昭和 57 年 2 月から 59 年 9 月まで (F 社)
⑦ 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで (G 社)
⑧ 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで (H 社)
⑨ 平成 4 年 5 月から 5 年 3 月まで (I 社)

申立ての期間、申立ての各社に勤めていたことは確かで、年金保険料は給料から差し引かれていた。社長、同僚の名前も覚えており、同僚と手取金が少ないと話し合ったことも多々あった。それと名前が J、K と間違っていることもあった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、A社の厚生年金保険新規適用は申立期間後の昭和 48 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間前の昭和 44 年 5 月 1 日から申立期間中の 46 年 4 月 8 日の期間、L社において厚生年保険に加入していたことが確認できるほか、社会保険庁の記録によれば、申立人が、上司として名前を挙げている者がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したのは申立期間後の 50 年 9 月 1 日であり、申立期間中は、46 年 4 月以降国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

さらに、登記簿謄本によれば、A社の設立は昭和 46 年*月*日であることが確認できるが、同社の設立当初から在籍していたと陳述している同僚は、「入

社した当時の社員数は8人から10人程度であったが、申立人については覚えていない」と陳述している。

加えて、Mのほか、N、Oの名前で検索しても申立期間に係る雇用保険記録は確認できなかった。

以上の事情から、申立人が在職していたと申し立てている期間は、A社が厚生年金保険適用事業所となる前の期間であることに加え、申立期間において申立人が同社に在職していたとの申立ては認め難い。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間②については、申立人は、当初、申立事業所名を「P社」と申し立てていたところ、社長名が申立てと異なり、厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の名前は確認できないほか、社会保険庁の記録によれば、同社の厚生年金保険新規適用は、平成3年4月1日となっている。

一方、同じく厚生年金保険適用事業所であるB社は、設立が昭和45年*月*日で、社長名が申立てと一致するほか、申立人が陳述している同僚の名前が厚生年金保険被保険者名簿で確認できた。したがって、申立てに係る事業所はB社であると推測されるが、社会保険庁の記録によればB社の厚生年金保険新規適用は、昭和51年6月1日であることが確認できる。

また、B社が厚生年金保険新規適用となった際に被保険者資格を取得している同僚10人については全員死亡又は所在不明で連絡がとれなかった。

さらに、Mのほか、N、Oの名前で検索しても申立期間に係る雇用保険記録は確認できなかった。

以上の事情から、申立人が在職していたと申し立てている期間は、B社が厚生年金保険適用事業所となる前の期間であることに加え、申立期間において申立人が同社に在職していたことは確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間③については、C社の登記簿は見つからなかったが、昭和41年及び60年当時の住宅地図により、申立ての場所に「C」の表示が確認できることから、申立期間当時、C社が存在していたことは推測できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、Q県内においてC社が厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、事業主の名前は陳述しているが、氏名検索においても該当者を特定できないほか、厚生年金保険被保険者名簿も無いことから、事業主及び同僚に対し申立人の在職確認を行うことはできなかった。

さらに、Mのほか、N、Oの名前で検索しても申立期間に係る雇用保険記録は確認できなかった。

以上の事情から、申立人が、申立期間においてC社に在職していたことは確認できず、また、在職していたとしても同社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、被保険者資格は取得していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間④については、D社の名称での厚生年金保険適用事業所は確認できなかったが、当初、「R社」として登記し（会社設立は昭和47年*月*日、後に「S社」に名称変更し（昭和54年6月18日）、厚生年金保険の適用を受けている事業所の社長名が、申立人の陳述しているD社の社長名と一致していることが確認できる。また、S社の厚生年金保険新規適用時に被保険者資格を取得しており、R社のころから同社に勤務していたと陳述している者から、「申立人がR社のころに在職していたことを覚えている。」との陳述が得られたことから、申立人は「R社」に在職していたものと認められる。

一方、社会保険庁の記録によれば、S社（旧社名R社）の厚生年金保険新規適用は、申立期間後の昭和54年11月1日であることが確認できる。

以上の事情から、申立人は、R社に在職していたが、在職時期において同社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、被保険者資格は取得していなかったと考えるのが相当である。

また、申立人の在職について陳述している同僚は、R社のころは社員が20人程度いたと陳述していることから、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと推測できるが、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑤については、E社の登記簿は見つからなかったが、昭和54年7月1日現在のT地区版の電話帳で同社と思われる会社（ただし、U社と表記）の記載が確認でき、住所が申立てと一致することが確認できることから、申立期間当時、E社が存在していたことは推測できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、T市内においてE社が厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、事業主の名前は陳述しているが、氏名検索においても該当者を特定できないほか、厚生年金保険被保険者名簿も無いことから、事業主及び同僚に対し申立人の在職確認を行うことはできなかった。

さらに、申立てと類似名称（V社）の厚生年金保険適用事業所がW市において確認できるが、新規適用が申立期間後の昭和62年4月1日となっており、また、厚生年金保険被保険者名簿において申立人及び申立人が事業主と申し立てている者の名前は確認できなかった。

加えて、Mのほか、N及びOの名前で検索しても申立期間に係る雇用保険記録は確認できなかった。

以上の事情から、申立人が、申立期間においてV社に在職していたことは確認できず、また、在職していたとしても同社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、被保険者資格は取得していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間⑤において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑥については、F社の登記簿は見つからなかったが、昭和54年7月1日現在のT地区版の電話帳で同社の記載が確認でき、住所が申立てと一致することが確認できることから、申立期間当時、F社が存在していたことは推測できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、Q県内においてF社が厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、同僚の名前は陳述しているが、氏名検索においても該当者を特定できないほか、厚生年金保険被保険者名簿も無いことから、事業主及び同僚に対し申立人の在職確認を行うことはできなかった。

さらに、Mのほか、N及びOの名前で検索しても申立期間に係る雇用保険記録は確認できなかった。

以上の事情から、申立人が、申立期間においてF社に在職していたことは確認できず、また、在職していたとしても同社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、被保険者資格は取得していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間⑥において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑦については、G社の登記簿謄本によれば、同社の設立は昭和54年*月*日で、申立人は、申立期間中の平成元年11月18日から3年3月12日まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録によれば、G社が厚生年金保険適用事業所となった記録は確認できない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間のうち昭和63年10月6日から平成元年4月6日の間、X社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間⑧のH社の従業員名簿によれば、申立人は、G社に在職中であったと申し立てている期間中の平成元年6月1日から2年1月17日までH社の社員であったことが確認できる。

加えて、申立期間⑨のI社に係る調査結果から、申立人は、G社に在職中であったと申し立てている期間中の平成2年4月から3年春ころまでI社に在職していたものと推測される。

以上の事情から、申立人は、申立期間においてG社の代表取締役であったが、申立期間中、別事業所における在職が確認でき、また、同社は厚生年金保険適用事業所ではなかったことから、被保険者資格は取得していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間⑦において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑧については、H社の従業員名簿により、申立人は、平成元年6月1日に入社し、2年1月17日に退社しており、在職期間は申立期間前であることが確認でき、その後再入社したとの記録は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、H社の厚生年金保険新規適用は、申立期間後の平成8年4月1日であることが確認できる。

以上の事情から、申立人がH社に在職していたのは同社が厚生年金保険適用事業所となる前の期間であり、厚生年金保険被保険者資格は取得していなかったと考えるのが相当である。

また、H社が厚生年金保険新規適用事業所となる前から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる事情は確認できない。

このほか、申立人が申立期間⑧において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

申立期間⑨については、登記簿謄本によれば、I社の設立は、平成2年*月*日となっているが、2年春ごろに入社したと陳述している者から、「申立人を覚えている。毎日出勤していた。申立人は、Y氏と一緒に会社を設立したと思う。申立人は平成3年春ごろまでいた。自分もそのころまで在職していた」との陳述を得られた。一方、申立期間中の在職については、これをうかがわせる事情は確認できなかった。

また、社会保険庁の記録によれば、I社の厚生年金保険新規適用は平成2年9月1日で、同年11月29日に認定喪失していることが確認できるが、申立人は同社の厚生年金保険適用期間においても被保険者となった記録は見当たらない。なお、上記申立人の在職を陳述している者は、厚生年金保険被保険者名簿上事業主となっている者について、実際は若手の一般社員であったと陳述しているところ、申立人と同様厚生年金保険被保険者であった記録は確認できない。

以上の事情から、申立人がI社において在職していたのは、申立期間前の平成2年4月ころから3年春ごろまでの期間で、この間、厚生年金保険適用事業所であった期間も何らかの事情で被保険者資格は取得していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間⑨において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 4 日から 42 年 12 月 1 日まで
A社に勤務していた昭和 35 年 7 月 4 日から 42 年 12 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことにされているが、受け取った記憶が無い。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 2 月 3 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページ（計 30 人）に記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性 9 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は申立人を含め 6 人であり、その全員が資格の喪失後約 4 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、同社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示の右に年月を示すと思われる「42.12」との記載が確認できることから、申立人の脱退手当金が昭和 43 年 2 月 3 日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は 42 年 12 月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたと考えるのが相当である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。